

関係データ

① 農産物検査規格	P 1 ～ P 1 5
ア 米	P 1 ～ P 2
イ 麦	P 3 ～ P 1 0
ウ 大豆	P 1 1 ～ P 1 3
エ そば	P 1 4 ～ P 1 5
② 農産物検査規格の変遷	P 1 6 ～ P 3 2
③ 農産物検査実績	P 3 3 ～ P 3 6
④ 国内産農産物銘柄設定等申請要領	P 3 7 ～ P 4 0
⑤ 品目別産地品種銘柄の状況	P 4 1 ～ P 4 6

○農産物規格規程（抄）

平成十三年二月二十八日
農林水産省告示第二百四十四号

- 二 玄米
 (-) 種類
 水稻うるち玄米 水稻もち玄米 陸稲うるち玄米 陸稲もち玄米 醸造用玄米
 (三) 規格
 ハ 品位
 (4) 水稻うるち玄米及び水稻もち玄米

項目	最低限度	最高限度				
		整粒(%)	形質	水分(%)	被害粒、死米、着色粒、もみ及び異物	色
等級						
一等	七〇	一等標準品	一五・〇	一五	計(%) 死米(%) 着色粒(%) もみ(%) 麦(%) もみ及び麦を除いたもの(%) 異物(%)	〇・三
二等	六〇	二等標準品	一五・〇	二〇	計(%) 死米(%) 着色粒(%) もみ(%) 麦(%) もみ及び麦を除いたもの(%) 異物(%)	〇・五
三等	四五	三等標準品	一五・〇	三〇	計(%) 死米(%) 着色粒(%) もみ(%) 麦(%) もみ及び麦を除いたもの(%) 異物(%)	一・〇

規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

(ハ) 醸造用玄米

項目	最低限度	最高限度				
		整粒(%)	形質	水分(%)	被害粒、死米、着色粒、もみ及び異物	色
等級						
特上	九〇	特上標準品	一五・〇	五	計(%) 死米(%) 着色粒(%) もみ(%) 異物(%)	品種固有の色
特等	八〇	特等標準品	一五・〇	一〇	計(%) 死米(%) 着色粒(%) もみ(%) 異物(%)	品種固有の色
一等	七〇	一等標準品	一五・〇	一五	計(%) 死米(%) 着色粒(%) もみ(%) 異物(%)	品種固有の色
二等	六〇	二等標準品	一五・〇	二〇	計(%) 死米(%) 着色粒(%) もみ(%) 異物(%)	―
三等	四五	三等標準品	一五・〇	三〇	計(%) 死米(%) 着色粒(%) もみ(%) 異物(%)	―

規格外―特上から三等までのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であつて、もみ及び異物を五〇%以上混入していないもの

- 一 釀造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとする。
 - 二 次の道県で生産された釀造用玄米に限り、その水分の最高限度は各等級とも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとする。
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各道県 一・〇%
新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根及び沖縄の各県 〇・五%
 - 三 もち玄米には、その種類以外の玄米が一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%、三等のものにあつては三%を超えて混入してはならない。
 - 四 玄米には、異物として土砂（これに類するものとして総合食料局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
 - 五 釀造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 - 六 包装には、総合食料局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。
- 定義
- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。
 - 二 整形粒—被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
 - 三 形質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。
 - 四 水分—常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
 - 五 被害粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、碎粒等）をいう。ただし、釀造用玄米における胴割粒を除き損傷が軽微で精米の品質及び精米歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 - 六 死米—充実していない粉状質の粒（青死米及び白死米）をいう。
 - 七 着色粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によって除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 - 八 未熟粒—死米を除いた成熟していない粒をいう。
 - 九 異種穀粒—その種類の玄米（もち玄米にあつては、玄米）を除いた他の穀粒をいう。
 - 一〇 異物—穀粒を除いた他のものをいう。
 - 一一 たんぱく質—精米につき窒素定量法により換算値五・九五を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものを用いる。
 - 一二 アミロース—精米につきよう素呈色比色法により分光光度計を用いて測定したものを用いる。

(一)	普通小麥	強力小麥	種子小麥
(三)	規格		
	八品位		
(イ)	普通小麥		

(ロ) 規格外・異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの強力小麦

規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない強力小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

ニ成分
(イ)たんばく質(%)
(ロ)でん粉

種 類	普通小麦	強力小麦	項目		等級	
	合格	合格				
(ハ)種子小麦	最	七四〇	容積重 (グラム)	七四〇	七四〇	容積重 (グラム)
	低	九〇	整粒 (%)	九〇	九〇	整粒 (%)
	限	七〇	硝子率 (%)	―	七〇	硝子率 (%)
	度	八〇	発芽率 (%)	八〇	八〇	発芽率 (%)
		標準品	形質	標準品	標準品	形質
	最	一二・五	水分 (%)	一二・五	一二・五	水分 (%)
	高	〇・五	被害粒 (%)	〇・五	〇・五	被害粒 (%)
	限	〇・〇	麦角粒 (%)	〇・〇	〇・〇	麦角粒 (%)
	度	〇・二	麦角粒を 除いたもの (%)	〇・二	〇・二	麦角粒を 除いたもの (%)
		品種固有の色	色	品種固有の色	品種固有の色	色

- 一 普通小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種以外の小麦（種子小麦を除く。）について適用する。
- 二 強力小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種（種子小麦を除く。）について適用する。
- 三 種子小麦の規格は、主要農作物種子法第三条第一項の規定による指定種子生産ほ場又は同法第七条第二項の規定による指定原種ほ場において生産されたものについて適用する。
- 四 普通小麦及び強力小麦のうち一等及び二等のものには、被害粒のうち発芽粒が二・〇％、赤かび粒が〇・〇％及び黒かび粒が五・〇％を超えて混入してはならない。
- 五 普通小麦のうち一等及び二等のものには、強力小麦が一〇％を超えて混入してはならない。
- 六 小麦には、異物として土砂（これに類するものとして総合食料局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
- 七 種子小麦には、異臭があつてはならない。
- 八 種子小麦には、異品種粒、異種穀粒又はなまぐさ黒穂病粒が混入してはならない。
- 九 包装には、総合食料局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、なまぐさ黒穂病粒率、硝子率及び発芽率の場合を除く。
- 二 容積—重—ブラウエル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
- 三 整粒—二ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 四 形質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
- 五 水質—常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
- 六 被害粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、碎粒、熱損粒及び種子小麦についての芽くされ粒、胴割粒等）をいう。
- 七 発芽粒—発根又は発芽している粒及び強力小麦にあつては、被害が軽微で小麦粉の品質及び製粉歩合に影響を及ぼさない程度のもをいう。
- 八 赤かび粒—赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 九 黒かび粒—黒かび病菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。
- 一〇 異品種粒—その品種以外の小麦の粒をいう。
- 一一 異種穀粒—小麦を除いた他の穀粒をいう。
- 一二 異物—穀粒を除いた他のものをいう。
- 一三 麦角粒—麦角菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
- 一四 なまぐさ黒穂病粒率—なまぐさ黒穂病菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合をいう。
- 一五 硝子率—整粒中の硝子質粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
- 一六 発芽率—摂氏二〇度で八日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一七 健全粒等—健全粒、成熟していない粒及び被害粒（原形の二分の一以下の碎粒を除く。）をいう。
- 一八 たんぱく質—窒素定量法により換算値五・七〇を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。
- 一九 でん粉—落球粘度計により測定したものをいう。

五 大 麦

(-) 種 類

普通小粒大麦 普通大粒大麦 ビール大麦 種子大麦

(三) 規 格

ハ 品 位

(イ) 普通小粒大麦（飼料用に供されるものを除く。）

項目	等級		最低限度	最高限度
	二 等	一 等		
	五 四 〇	六 〇 〇	容 積 重 (グラム)	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物
	六 〇	七 五	整 粒 (%)	
	二 等 標 準 品	一 等 標 準 品	形 質	
	一 三 ・ 〇	一 三 ・ 〇	水 分 (%)	
	一 五 ・ 〇	五 ・ 〇	(%) 計	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物
	〇 ・ 五	〇 ・ 五	熱 損 粒 (%)	
	一 ・ 〇	〇 ・ 五	異 種 穀 粒 (%)	
	〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	麦 角 粒 (%)	
	〇 ・ 六	〇 ・ 四	麦 角 粒 を 除 いた もの (%)	異 物

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小粒大麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
普通大粒大麦（飼料用に供されるものを除く。）

項目	等級		最低限度	最高限度
	二 等	一 等		
	五 六 〇	六 二 〇	容 積 重 (グラム)	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物
	六 〇	七 五	整 粒 (%)	
	二 等 標 準 品	一 等 標 準 品	形 質	
	一 三 ・ 〇	一 三 ・ 〇	水 分 (%)	
	一 五 ・ 〇	五 ・ 〇	(%) 計	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物
	〇 ・ 五	〇 ・ 五	熱 損 粒 (%)	
	一 ・ 〇	〇 ・ 五	異 種 穀 粒 (%)	
	〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	麦 角 粒 (%)	
	〇 ・ 六	〇 ・ 四	麦 角 粒 を 除 いた もの (%)	異 物

規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通大粒大麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

種 類	項目		項目	
	等級	容積重 (グラム)	最低限度	最高限度
ビール大麦	合格	五九〇	八〇	九〇
普通大粒大麦	合格	五九〇	八〇	九〇
普通小粒大麦	合格	五六〇	八〇	九〇
			形質	水(%)分
			被害粒(%)	異物
			麦角粒(%)	たもの(%)
			麦角粒を除いたもの(%)	色
			品種固有の色	

(ハ) 種子大麦

等級	項目		項目	
	容積重 (グラム)	発芽勢 (%)	整粒 (%)	形質
等外上	六〇〇	九五	七〇	等外上標準品
二等	六三〇	九五	八〇	二等標準品
一等	六四五	九五	九〇	一等標準品
			水(%)分	細(%)麦
			(%)計	被害粒、異品種粒及び異種穀粒並びに異物
			穀粒及び異品種粒(%)	異物
			麦角粒(%)	たもの(%)
			麦角粒を除いたもの(%)	色
			品種固有の色	

(ホ) ビール大麦

一	普通小粒大麦の規格は、二条大麦以外の大麦（種子大麦を除く。）で飼料用に供されないものについて適用する。
二	普通大粒大麦の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で飼料用又は醸造用に供されないものについて適用する。
三	普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦以外の大麦（種子大麦を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
四	普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
五	普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格が適用されるものについては、銘柄の規定は、適用しない。
六	この規格で「飼料用に供される」とは、単体飼料又は配合飼料の原料に供されることをいう。
七	ビール大麦の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で醸造用に供されるものについて適用する。
八	ビール大麦の発芽勢は、後熟後における数値とする。
九	種子大麦の規格は、主要農作物種子法第三条第一項の規定による指定種子生産場又は同法第七条第二項の規定による指定原種ほ若しくは指定原種ほにおいて生産されたものについて適用する。
一〇	被害粒のうち赤かび粒は、普通小粒大麦及び普通大粒大麦のうち一等級及び二等級のもの並びにビール大麦にあつては〇・〇％、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）のうち合格のものにあつては一〇・〇％を超えて混入してはならない。
一一	大麦には、異物として土砂（これに類するものとして総合食料局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
一二	ビール大麦及び種子大麦には、異臭があつてはならない。
一三	種子大麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。
一四	包装には、総合食料局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。
定義	
一	百分率―全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
二	容積―重―ブラウエル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
三	整粒―二ミリメートル（普通大粒大麦及びビール大麦の等外上にあつては二・二ミリメートル、ビール大麦の一等及び二等にあつては二・五ミリメートル）の縦目ぶるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
四	形質―皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
五	水―常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
六	被害粒―損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、砕粒、熱損粒、空洞粒、硬質粒並びにビール大麦及び種子大麦について芽くされ粒、剥皮粒等）をいう。ただし、被害が軽微で、普通小粒大麦及び普通大粒大麦にあつては精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあつては飼料の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、ビール大麦にあつては麦芽の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを除く。
七	赤かび粒―赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
八	熱損粒―熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
九	異品種粒―ビール大麦についての異品種粒とは、ビール大麦以外の大麦の粒をいう。
一〇	異種穀粒―大麦を除いた他の穀粒をいう。
一一	異物―穀粒を除いた他のものをいう。
一二	麦角粒―麦角菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
一三	発芽勢―摂氏二〇度で七十二時間以内に発芽した整粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
一四	細芽―普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあつては二ミリメートル、ビール大麦にあつては二ミリメートルの縦目ぶるいをもって分け、そのふるいを通して大麦の粒をいう。
一五	発芽率―摂氏二〇度で七日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
一六	健全粒等―健全粒、成熟していない粒及び被害粒（原形の二分の一以下の砕粒を除く。）をいう。

六 はだか麦

(一) 普通はだか麦

(二) 規格 種子はだか麦

(三) 品位

(イ) 普通はだか麦

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通はだか麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

項目		等級	
最低限度	容積重 (グラム)	七六〇	七六〇
	整粒 (%)	七〇	五五
	形質	一等標準品	二等標準品
	水分 (%)	一三・〇	一三・〇
最高限度	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物	(%)計	五・〇
		熱損粒 (%)	〇・五
		異種穀粒 (%)	〇・五
		異物	〇・〇
	異物	異物	〇・六

項目		等級	
最低限度	容積重 (グラム)	七六〇	七六〇
	発芽率 (%)	八〇	九〇
	整粒 (%)	九〇	標準品
	形質	標準品	標準品
最高限度	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物	水分 (%)	一三・〇
		被害粒 (%)	〇・五
		異物	〇・〇
		異物	〇・二
	色	品種固有の色	品種固有の色

- 一 種子はだか麦の規格は、主要農作物種子法第三条第一項の規定による指定種子生産場又は同法第七条第二項の規定による指定原種ほ若しくは指定原種ほにおいて生産されたものについて適用する。
- 二 普通はだか麦のうち一等及び二等のものにあつては、被害粒のうち赤かび粒が〇・〇％を超えて混入してはならない。
- 三 はだか麦には、異物として土砂（これに類するものとして総合食料局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
- 四 種子はだか麦には、異臭があつてはならない。
- 五 種子はだか麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。
- 六 包装には、総合食料局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率―全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
- 二 容積―重―ブラウエル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
- 三 整形―粒―二ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 四 形―質―皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
- 五 水―分―常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
- 六 被害―粒―損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、碎粒、熱損粒及び種子はだか麦についての芽くされ粒等）をいう。ただし、普通はだか麦にあつては被害が軽微で精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。
- 七 赤かび―粒―赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 八 熱損―粒―熱等によつて損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
- 九 異種穀―粒―はだか麦を除いた他の穀粒をいう。
- 一〇 異物―物―穀粒を除いた他のものをいう。
- 一一 麦角―粒―麦角菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
- 一二 発芽―率―摂氏二〇度で七日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一三 健全粒等―健全粒、成熟していない粒及び被害粒（原形の二分の一以下の碎粒を除く。）をいう。

七 大豆

(一) 種類

イ 普通大豆及び特定加工用大豆

大粒大豆 中粒大豆 小粒大豆

ロ 種子大豆

大粒大豆 中粒大豆 小粒大豆

規格

ハ 品位

(イ) 普通大豆

極小粒大豆

極小粒大豆

極小粒大豆

等級	項目	
	最低限度	最高限度
一等	七〇	一五
二等	七〇	一五
三等	七〇	一五
等級	粒(%)度	水(%)分
一等	一等標準品	一五
二等	二等標準品	一五
三等	三等標準品	一五
等級	形質	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物
一等	一五	一〇
二等	二〇	一〇
三等	三〇	二〇
等級	(%)計	(%)異物
一等	一五	一〇
二等	二〇	一〇
三等	三〇	二〇

規格外—一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない大豆であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

(ロ) 特定加工用大豆

等級	項目	
	最低限度	最高限度
合格	七〇	一五
等級	粒(%)度	水(%)分
合格	標準品	一五
等級	形質	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物
合格	三五	二〇
等級	(%)計	(%)異物
合格	三五	二〇
等級	著しい被害粒等	(%)異物
合格	五	二〇
等級	異種穀粒	(%)異物
合格	二	二〇

規格外—合格の品位に適合しない大豆であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

(ハ) 種子大豆

等級	項目	
	最低限度	最高限度
合格	発芽率 (%)	水分 (%)
八〇	形質	被害粒及び未熟粒 (%)
合格標準品	一五	異物 (%)
一〇	〇	

附

- 一 北海道において生産された大豆のうち、普通大豆の三等級のもの及び特定加工用大豆の合格のものに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に１％を加算したものである。
 - 二 普通大豆及び特定加工用大豆の小粒大豆の産地品種銘柄にあっては直径六・一ミリメートル（北海道で生産されたもの）にあっては直径六・七ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、極小粒大豆の産地品種銘柄にあっては直径五・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が一〇％未満でなければならぬ。
 - 三 普通大豆の色の区分は、黄色、黒色、茶色及び青色とし、それぞれの色の大豆にはその色以外の色のものの粒が一等級のものにあっては〇％、二等級のものにあっては五％、三等級のものにあっては一〇％を超えて混入してはならない。
 - 四 特定加工用大豆の規格は、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆に適用する。
 - 五 種子大豆の規格は、主要農作物種子法第三条第一項の規定による指定種子生産ほ場又は同法第七条第二項の規定による指定原種ほ若しくは指定原種ほにおいて生産されたものについて適用する。
 - 六 種子大豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 - 七 包装には、総合食料局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。
- 定義
- 一 百分率―全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
 - 二 粒―次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

区分	ふるいの目の大きさ
大粒大豆	直径七・九ミリメートル（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生産されたもの）並びにオオツル（群馬県、富山県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府及び兵庫県において生産されたもの）にあっては、直径八・五ミリメートル）
中粒大豆	直径七・三ミリメートル
小粒大豆	直径五・五ミリメートル
極小粒大豆	直径四・九ミリメートル

三 形状―質―充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。

四 水―分―常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。

五 被害―粒―損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒、はく皮粒等）をいう。ただし、普通大豆にあっては、損傷が軽微で製品

六	未熟	の品質に影響を及ぼさない程度のもを、特定加工用大豆にあつては製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを除く。
七	著しい被害粒	粒―成熟していない粒をいう。
八	異品種	粒―その品種以外大豆の粒をいう。
九	異種穀	粒―大豆を除いた他の穀粒をいう。
一〇	異物	物―穀粒を除いた他のもの及び死豆（充実していない粉状質の粒）をいう。
一一	発芽	率―摂氏二五度で八日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
一二	整粒	等―整粒（被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。）をいう。未熟粒及び被害粒（原形の二分の一以下の破碎粒、子葉が一枚の破碎粒及び種皮が完全に離脱したはく皮粒を除く。）をいう。

- 十一 そば類
 (一) 普通そば 種子そば
 (三) 規格
 ハ 品位
 (イ) 普通そば (ロ)に掲げるものを除く。

項目	最低限度		最高限度		
	容積重 (グラム)	形質	水分 (%)	計 (%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物
等級	一等	一等標準品	一五	五	一
二等	五九〇	二等標準品	一五	一五	〇
三等	五七〇	三等標準品	一五	二五	三
					一

(ロ) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 普通そば(四倍体)

項目	最低限度		最高限度		
	容積重 (グラム)	形質	水分 (%)	計 (%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物
等級	一等	一等標準品	一五	五	一
二等	五七五	二等標準品	一五	一五	〇
三等	五五〇	三等標準品	一五	二五	三
					一

規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないそば(四倍体)であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

(ハ) 種子そば（ニ）に掲げるものを除く。）

項目	等級	
	合格	等級
最低限度	六〇〇	（グラム） 容積重
最高限度	九〇	（％） 発芽率
	合格標準品	形質
	一五	（％） 水分
	四	被害粒及び未熟粒 （％）
	一	異物 （％）

(ニ) 種子そば（四倍体）

項目	等級	
	合格	等級
最低限度	六〇〇	（グラム） 容積重
最高限度	九〇	（％） 発芽率
	合格標準品	形質
	一五	（％） 水分
	四	被害粒及び未熟粒 （％）
	一	異物 （％）

附

- 一 普通そば（四倍体）及び種子そば（四倍体）の規格は、みやぎきおおつぶ及び信州大そばに適用する。
- 二 種子そばの規格は、都道府県知事が指定する採種ほで生産されたものについて適用する。
- 三 北海道において生産された普通そばに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等級のものにあつては一％、三等級のものにあつては二％を加算したものとする。
- 四 種子そばには、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 五 包装には、総合食料局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
- 二 容積重—小麦の定義の容積重に同じ。
- 三 形質—大豆の定義の形質に同じ。
- 四 水分—もみの定義の水分に同じ。
- 五 被害粒—損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒等）をいう。ただし、普通そばにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもをを除く。
- 六 未熟粒—もみの定義の未熟粒に同じ。
- 七 異品種粒—その品種以外のそばの粒をいう。
- 八 異種穀粒—そばを除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物—もみの定義の異物に同じ。
- 一〇 発芽率—摂氏二〇度で七日間以内に発芽した整粒（被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。）の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。

水稻うるちもみの品位規格の変遷

項目		改正年 等級	昭和26年	30年	31年	48年	50年	53年	平成13年	平成19年
最低 限度	(一升容積重量・匁)	1等	280匁 (582g)	→	570	→	→	合格 540		
		2等	265匁 (551g)	→	540	→	→			
		等外			最高限度 540	→	→			
	整粒%	1等	90	→		→	→	合格 70	→	合格 70
		2等	70	→		→	→			
		等外			-	→	→			
最高 限度	水分%	1等	13.5	→	→	14.0	14.5	合格 14.5	→	合格 14.5
		2等	14.0	14.5	14.0	→	14.5			
		等外			14.0	→	14.5			
	被害粒計% (被害粒)	1等	(0)	→	2	→	→	合格 6	→	合格 6
		2等	(5)	→	6	→	→			
		等外			100	→	→			
	被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物 着色粒%	1等				0.0	→	合格 0.2	→	合格 0.2
		2等				0.2	→			
		等外				5.0	→			
	異種穀粒%	1等	0.0	→			→	合格 0.3	→	合格 0.3
		2等	0.3	→			→			
		等外			5.0	→	→			
	異物%	1等	0.0	→			→	合格 0.2	→	合格 0.2
		2等	0.2	→			→			
		等外			1.0	→	→			

種子もみの品位規格の変遷

項目		改正年 等級	種類	昭和26年	31年	50年	平成13年	平成19年
最低 限度	（ 二 升 容 重 積 重 量 g 匁 ）	合格	水稻うるち	270匁 (561g)	560	→		
			水稻もち	265匁 (551g)	550	→		
			陸稲うるち	260匁 (540g)	540	→		
			陸稲もち	260匁 (540g)	540	→		
	発芽率 %	合格	水稻うるち	90	→	→	90	→ 90
			水稻もち	90	→	→		
			陸稲うるち	90	→	→		
			陸稲もち	90	→	→		
	整粒 %	合格	水稻うるち	90	→	→	90	→ 90
			水稻もち	90	→	→		
			陸稲うるち	90	→	→		
			陸稲もち	90	→	→		
最高 限度	水分 %	合格	水稻うるち	14.0	→	14.5	14.5	→ 14.5
			水稻もち	14.0	→	14.5		
			陸稲うるち	14.0	→	14.5		
			陸稲もち	14.0	→	14.5		
	被害粒 %	合格	水稻うるち	0.5	→	→	0.5	→ 0.5
			水稻もち	0.5	→	→		
			陸稲うるち	0.5	→	→		
			陸稲もち	0.5	→	→		
	異物 %	合格	水稻うるち	0.2	→	→	0.2	→ 0.2
			水稻もち	0.2	→	→		
			陸稲うるち	0.2	→	→		
			陸稲もち	0.2	→	→		
色		合格		品種固有の色				→ 品種固有の色

水稻うるち玄米の品位規格の変遷

項目		改正年 等級	昭和26年	31年	48年	49年	53年	平成元年	13年	19年
最低 限度	(一) 容積重量 (g/斗)	1等	410g(852g)	840			810			
		2等	405g(842g)	830			790			
		3等	400g(832g)	810			770			
		4等	380g(790g)	790						
		5等	①380g(790g) ②370g(769g)	770						
		等外	最高限度 300g(624g)	最高限度 770						
	整粒 %	1等	95	90			70			70
		2等	90	80			60			60
		3等	80	70			45			45
		4等	60	60						
		5等	① 45 ② 50	45						
		等外	最高限度 50	-						
	水分 %	1等	13.5	14.0	15.0					15.0
		2等	14.0	14.5	15.0					15.0
		3等	14.5	15.0						15.0
		4等	15.0							
		5等	15.0							
		等外	15.0							
	被害粒 計%	1等	(0)	5			15			15
		2等	(0)	10			20			20
		3等	(5)	15			30			30
		4等	(10)	20						
		5等	(20)	30						
		等外	(30)	100						
	死米 %	1等	1	3			7			7
		2等	3	5			10			10
		3等	5	7			20			20
		4等	10	10						
		5等	20	20						
		等外	-	100						
	着色粒 %	1等				0.0	0.1			0.1
		2等				0.0	0.3			0.3
		3等				0.1	0.7			0.7
		4等				0.3				
		5等				0.7				
		等外				5.0				
	もみ %	1等	5粒	0.1			0.3			0.3
		2等	5粒	0.2			0.5			0.5
		3等	10粒	0.3			1.0			1.0
		4等	15粒	0.3		0.5				
		5等	15粒	0.3		1.0				
		等外	100粒	5.0						
	異種穀粒 麦 %	1等						0.1		0.1
		2等						0.3		0.3
		3等						0.7		0.7
		4等								
		5等								
		等外						5.0		
	除もみ いたもの %	1等	0.0				0.3			0.3
		2等	0.0	0.1			0.5			0.5
		3等	0.3				1.0			1.0
		4等	0.5							
		5等	1.0							
		等外	5.0							
	異物 %	1等	0.0				0.2			0.2
		2等	0.0	0.1			0.4			0.4
		3等	0.2				0.6			0.6
		4等	0.4							
		5等	0.6							
		等外	1.0							

水稻もち玄米の品位規格の変遷

項目		改正年 等級	昭和26年	31年	48年	49年	53年	平成元年	13年	19年
最低 限度	(二升重量・匁) 容積重	1等 2等 3等 4等 5等 等外	405匁(842g) 400匁(832g) 395匁(821g) 375匁(780g) ①375匁(780g) ②365匁(759g) 最高限度 300匁(624g)	830 820 800 780 760 最高限度 760			800 780 760			
	整粒%	1等 2等 3等 4等 5等 等外	95 90 80 60 ①45 ②50 最高限度 50	90 80 70 60 45 -			70 60 45			70 60 45
最高 限度	水分%	1等 2等 3等 4等 5等 等外	13.5 14.0 14.5 15.0 15.0 15.0	14.0 14.5 15.0	15.0 15.0					15.0 15.0 15.0
	被害粒計%	1等 2等 3等 4等 5等 等外	(0) (0) (5) (10) (20) (30)	5 10 15 20 30 100			15 20 30			15 20 30
	死米%	1等 2等 3等 4等 5等 等外	1 3 5 10 20 -	3 5 7 10 20 100			7 10 20			7 10 20
	着色粒%	1等 2等 3等 4等 5等 等外				0.0 0.0 0.1 0.3 0.7 5.0	0.1 0.3 0.7			0.1 0.3 0.7
	もみ%	1等 2等 3等 4等 5等 等外	5粒 5粒 10粒 15粒 15粒 100粒	0.1 0.2 0.3 0.3 0.3 5.0			0.3 0.5 1.0			0.3 0.5 1.0
	異種穀粒	1等 2等 3等 4等 5等 等外						0.1 0.3 0.7 5.0		0.1 0.3 0.7
	除いたもの(麦)を%	1等 2等 3等 4等 5等 等外	0.0 0.0 0.3 0.5 1.0 5.0	0.1			0.3 0.5 1.0			0.3 0.5 1.0
	異物%	1等 2等 3等 4等 5等 等外	0.0 0.0 0.2 0.4 0.6 1.0	0.1			0.2 0.4 0.6			0.2 0.4 0.6
	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物									

醸造用玄米の品位規格の変遷

項目		改正年 等級	昭和26年	31年	48年	49年	平成3年	7年	13年	19年
最低 限度	容積重 g (1升重量、g)	特上 特等 1等 2等 3等 等外	410g(852g) 405g(842g) 400g(832g)	840 830			840 830 810 790 770 最高限度 770			
	整粒 %	特上 特等 1等 2等 3等 等外	95 90 80	90 80		70	90 80 70 60 45 -			90 80 70 60 45
最高 限度	水分 %	特上 特等 1等 2等 3等 等外	13.5 14.0 14.5	14.0 14.5	15.0 15.0	15.0	15.0 15.0 15.0 15.0 15.0			15.0 15.0 15.0 15.0 15.0
	被害粒 計 %	特上 特等 1等 2等 3等 等外	(0) (0) (5)	5 10		15	5 10 15 20 30 100			5 10 15 20 30
	死米 %	特上 特等 1等 2等 3等 等外	1 3 5	3 5		7	3 5 7 10 20 100			3 5 7 10 20
	着色粒 %	特上 特等 1等 2等 3等 等外				0.0 0.0 0.1	0.0 0.0 0.1 0.3 0.7 5.0			0.0 0.0 0.1 0.3 0.7
	もみ %	特上 特等 1等 2等 3等 等外	もみの 混入1 合中粒 数 5粒 5粒 10粒	0.1 0.2		0.3	0.1 0.2 0.3 0.5 1.0 5.0			0.1 0.2 0.3 0.5 1.0
	異物 %	特上 特等 1等 2等 3等 等外	0.0 0.0 0.2	0.1		0.1	0.0 0.1 0.1 0.4 0.6 1.0			0.0 0.1 0.1 0.4 0.6

種子麦の品位規格の変遷

項目		改正年	小麦				大麦				はだか麦						
			昭和26年	61年	平成3年	19年	昭和26年	61年	平成3年	19年	昭和26年	61年	平成3年	19年			
最低限度	(二升容量・重量・匁)	合格	355匁 (738g)	740			740	270匁 (561g) 285匁 (592g)	560 590 590			560 590 590	365	760			760
	発芽率 %	合格	90	80			80	90	80			80	90	80			80
	整粒 %	合格	90				90	90				90	90				90
	硝子率 %		- 70				- 70										
最高限度	水分 %	合格	12.5				12.5	13.0	13.0			13.0	13.0	13.0			13.0
	被害粒 %	合格	0.5				0.5	0.5				0.5	0.5				0.5
	異物 %	合格	0.2		麦角粒 % 0.0	0.0	0.2	0.2		麦角粒 % 0.0	0.0	0.2	0.2		麦角粒 % 0.0	0.0	0.2
				麦たもの % 除い 0.2	0.2					麦たもの % 除い 0.2	0.2					麦たもの % 除い 0.2	
色		合格	品種固有の色				品種固有の色				品種固有の色				品種固有の色		
			普通小麦 強力小麦				普通大麦 ビール大麦	普通小粒大麦 普通大粒大麦 ビール大麦									

普通小麦の農産物検査規格の変遷

区分		改正年 等級	昭和26年	27年	28年	30年	38年	43年	58年	平成元年	3年	19年	
最 低 限 度	(二升重量重 g 匁)	1等	380匁 (790g)			790		770	740	760		780	
		2等	370匁 (769g)			770		740	690	710		730	
		3等	355匁 (738g)			740		690					
		4等	330匁 (686g)		340匁 (707g)	690							
		5等	315匁 (655g)		325匁 (676g)								
		等外	250匁 (520g)			(最高限度) 690	等外上 650 (最高限度) 等外下 650						
	整粒 %	1等	95		92	90		80	70	75		75	
		2等	90		87	80		70	55	60		60	
		3等	80			70		55					
		4等	65			55							
5等	40												
等外	(最高限度) 40				等外上 35 等外下 -								
最 高 限 度	水分 %	1等	12.5			12.5		12.5	12.5	12.5		12.5	
		2等	12.5			12.5		12.5	13.5	12.5		12.5	
		3等	12.5			12.5		13.5					
		4等	13.5			13.5							
		5等	13.5										
		等外	13.5				等外上 13.5 等外下 13.5						
	被害粒 %	1等	0	0.5		1		3	5	5		5	
		2等	0	1		3		5	15	15		15	
		3等	5	5		5		15					
		4等	10	10		15							
		5等	20	20									
		等外	30	30		100	等外上 25 等外下 100						
	異品種粒 %	1等	0.0	0.0		0.0		0.2	0.5	0.5		0.5	
		2等	0.0	0.0		0.2		0.5	1.0	1.0		1.0	
		3等	0.3	0.2		0.5		1.0					
		4等	0.5			1.0							
		5等	1.0										
		等外	5.0			10.0	等外上 2.0 等外下 10.0						
異 物	粒 麦 角 %	1等										0	0
		2等										0	0
	なまぐさ 率 %	1等	(1升中) 0	(1合中) 0		0		0	25	0.1		0.1	
		2等	0	0		0		25	50	0.1		0.1	
		3等	0.2 (0)	0		25		50					
		4等	0.4 (70)	5		50							
なまぐさ 率 %	5等	0.6 (100)	10										
	等外	1	30		150	等外上 100 等外下 150							
	除いたもの %	1等		0.0		0.0		0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	
		2等		0.0		0.2		0.4	0.6	0.6	0.6	0.6	
3等			0.2		0.4		0.6						
4等			0.4		0.6								
5等		0.6											
等外		1.0		1.0	等外上 0.8 等外下 1.0					※ 麦角粒及び なまぐさ黒穂 病粒を除いた もの			
色		1等のみ		品種固有の色沢									
(参考) 整粒のふるい 目基準 (mm)			2.0									2.0	

普通大麦の農産物検査規格の変遷

区分	改正年 等級	昭和26年	27年	28年	30年	38年	43年	58年	平成元年	3年	19年
最低 限度	(二升容積重・g)	1等 300匁 2等 290匁 3等 270匁 4等 250匁 5等 230匁 等外 170匁	→	(305匁) 315匁 (295匁) 305匁 (280匁) 290匁 (265匁) 275匁 (245匁) 255匁 (200匁) 210匁	(620) 660 (600) 630 (580) 600 (520) 540 (最高限度) (520) 540	→ → → → 等外上 (490) 500 (最高限度) 等外下 (490) 500	→ (600) 630 → (580) 600 → (520) 540 →	→ (580) 600 → (520) 540 →	→ (600) 620 → (540) 560 →	→	(600) 620 (540) 560
	整粒%	1等 95 2等 90 3等 80 4等 65 5等 40 等外 (最高限度) 40	→	92 87 → → →	90 80 70 55	→ → → → 等外上 35 等外下 -	80 70 55 →	70 55 →	75 60 →	→	75 60
最高 限度	水分%	1等 13.0 2等 13.0 3等 13.0 4等 14.0 5等 14.0 等外 14.0	→	→	→	→ → → → 等外上 14.0 等外下 14.0	13.0 13.0 14.0 →	13.0 14.0 →	13.0 13.0 →	→	13.0 13.0
		1等 0.0 2等 0.0 3等 5.0 4等 10.0 5等 20.0 等外 30.0	→	0.5 1.0 5.0 10.0 20.0 30.0	1.0 3.0 5.0 15.0 100.0	→ → → → 等外上 25 等外下 100	3.0 5.0 15.0 →	5.0 15.0 →	5.0 15.0 →	→	5.0 15.0
		1等 2等	→	→	→	→	→	0.5 0.5	→	→	0.5 0.5
		1等 0.0 2等 0.0 3等 0.3 4等 0.5 5等 1.0 等外 5.0	→	0.0 0.0 0.2 → →	0.0 0.2 0.5 1.0 10.0	→ → → → 等外上 2.0 等外下 10.0	0.2 0.5 1.0 →	0.5 1.0 →	0.5 1.0 →	→	0.5 1.0
		1等 0.0 2等 0.0 3等 0.2 4等 0.4 5等 0.6 等外 1.0	→	0.0 0.0 → → →	0.0 0.2 0.4 0.6 →	→ → → → 等外上 0.8 等外下 1.0	0.2 0.4 0.6 →	0.4 0.6 →	0.4 0.6 →	麦角粒% 1等 0.0 2等 0.0 い麦た角も粒のを%除 1等 0.4 2等 0.6	0.0 0.0 0.4 0.6
	色沢	1等のみ	品種固有の色沢	→	→	→	→	→	→	→	→
	(参考) 整粒のふるい 目基準 (mm)	→	(2.0) 2.2	→	→	→	→	→	→	→	(2.0) 2.2

注1 26～27年は「普通大麦」として一本規格であった。

注2 () 書きは普通小粒大麦である。

ビール大麦の農産物検査規格の変遷

区分	改正年 等級	昭和26年	27年	28年	29年	30年	33年	44年	49年	平成3年	19年
最低限度	容積重量 ($\frac{\text{g}}{\text{hl}}$)	1等	310匁 (644g)	→	320匁 (665g)	→	665	→	645	→	645
		2等	300匁 (624g)	→	310匁 (644g)	→	645	→	625	→	630
		3等	285匁 (592g)	→	300匁 (624g)	→	625	→	→	→	→
		4等	265匁 (551g)	→	280匁 (592g)	→	→	→	等外上600	→	600
	発芽 勢 %	1等	95	→	→	→	→	→	95	→	95
		2等	95	→	→	→	→	→	95	→	95
		3等	95	→	→	→	→	→	→	→	→
		4等	92	→	→	→	→	→	等外上 95	→	95
	整粒 %	1等	95	→	→	→	→	→	90	→	90
		2等	90	→	→	→	→	→	80	→	80
		3等	80	→	→	→	→	→	→	→	→
		4等	65	→	70	→	→	→	等外上 70	→	70
最高限度	水分 %	1等	13	13.0	→	→	→	→	13.0	→	13.0
		2等	13	13.0	→	→	→	→	13.0	→	13.0
		3等	13	13.0	→	→	→	→	→	→	→
		4等	14	14.0	→	→	→	→	等外上13.0	→	13.0
	2.2 整粒フルイ目 2.4 mm %	1等	3	→	→	→	→	→	→	→	→
		2等	5	→	→	→	→	→	→	→	→
		3等	10	15	→	→	→	→	→	→	→
		4等	15	25	→	→	→	→	→	→	→
	細麦 %	1等	→	→	→	2.0	→	→	5.0	→	5.0
		2等	→	→	→	5.0	→	→	10.0	→	10.0
		3等	→	→	→	10.0	→	→	→	→	→
		→	→	→	→	→	→	→	等外上 —	→	—
	被害粒 %	1等	0	0.1	→	→	→	→	1.0	→	2.0
		2等	0	0.5	→	→	→	→	2.0	→	3.0
		3等	1	1.0	→	1.2	→	→	→	→	→
		4等	5	5.0	→	→	→	→	等外上 5.0	→	6.0
	異品種粒及び 異色穀粒 %	1等	0	0.0	→	→	→	→	0.0	→	0.2
		2等	0	0.0	→	→	→	→	0.1	→	0.2
		3等	0.1	0.1	→	→	→	→	→	→	→
		4等	0.5	0.5	→	→	→	→	等外上 0.5	→	0.5
	異物 %	1等	0	0.0	→	→	→	→	0.0	→	0.2
		2等	0	0.0	→	→	→	→	0.1	→	0.2
		3等	0.2	0.1	→	→	→	→	→	→	→
		4等	0.4	0.4	→	→	→	→	等外上 0.4	→	0.4
(色沢) 色	1等	品種固有の色沢	→	→	→	品種固有の色	→	→	品種固有の色	→	→
	2等	品種固有の色沢	→	→	→	品種固有の色	→	→	→	→	→
	3等	品種固有の色沢	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	4等	—	→	→	→	—	→	→	等外上 —	→	→
(参考)		整粒のふるい 目基準 (mm)	2.2	→	→	→	2.5	→	→	→	2.5
								等外上 2.2	→	→	2.2

普通はだか麦の農産物検査規格の変遷

区分	改正年 等級	昭和26年	27年	28年	30年	38年	43年	58年	平成元年	3年	19
最低 限度	(二升容積重・匁)	1等 390匁 (811g) 2等 380匁 (790g) 3等 365匁 (759g) 4等 345匁 (717g) 5等 325匁 (676g) 等外 250匁 (520g)		350匁 (728g) 330匁 (686g)	800 780 760 710 (最高限度) 710	等外上 660 (最高限度) 等外下 660	780 760 710	760 710	760 710		760 710
	整粒%	1等 95 2等 90 3等 80 4等 65 5等 40 等外 (最高限度) 40	92 87	90 80 70 55	90 80 70 55	80 70 55 等外上 35 等外下 -	80 70 55	70 55	70 55		70 55
最高 限度	水分%	1等 13.0 2等 13.0 3等 13.0 4等 14.0 5等 14.0 等外 14.0				等外上 14.0 等外下 14.0	13.0 13.0 14.0	13.0 14.0	13.0		13.0 13.0
	被害粒%	1等 0.0 2等 0.0 3等 5.0 4等 10.0 5等 20.0 等外 30.0	0.5 1.0 5.0 10.0 20.0 30.0	1.0 3.0 5.0 15.0	1.0 3.0 5.0 15.0 100.0	3.0 5.0 15.0 等外上 25 等外下 100	3.0 5.0 15.0	5.0 15.0	5.0 15.0		5.0 15.0
	粒熟%損	1等 2等						0.5 0.5			0.5 0.5
	異種穀粒%	1等 2等 3等 4等 5等 等外	0.0 0.0 0.3 0.5 1.0 5.0	0.0 0.0 0.2	0.0 0.2 0.5 1.0 10.0	0.2 0.5 1.0 等外上 2.0 等外下 10.0	0.2 0.5 1.0	0.5 1.0	0.5 1.0		0.5 1.0
	異物%	1等 2等 3等 4等 5等 等外	0.0 0.0 0.2 0.4 0.6 1.0	0.0	0.0 0.2 0.4 0.6 等外上 0.8 等外下 1.0	0.2 0.4 0.6	0.2 0.4 0.6	0.4 0.6	0.4 0.6	麦角粒% 1等 0.0 2等 0.0	0 0
										い麦た角粒のを%除 1等 0.4 2等 0.6	0.4 0.6
	色沢	1等のみ	品種固有の色沢								
	(参考) 整粒のふるい 目基準 (mm)		1.8		2.0						2.0

大豆の農産物検査規格の変遷

項目		改正年 等級	規格その1					規格その2					普通大豆			特定加工用大豆				
			昭和26年	28年	29年	33年	39年	26年	29年	31年	33年	39年	平成5年	13年	19年	平成5年	13年	19年		
最低限度	完全粒 % (昭和39年からは整粒%)	1等	95、90、90			95、90	85	95、92、92		中粒	92	95、92	90	85						
		2等	90、85、85			90、85	80	85、80、83			83	85、80	85	80						
		3等	85、80、75	85、80、80		85、80	70	65、55、60			60	65、55	65	70				合格 65		
		4等	75、70、70			75、70	60	等外	—											
		5等	65、60、60			65、60	—													
	粒度 %	1等				70					70	70	70	70		70		合格 70		合格 70
		2等				70					70	70	70	70		70				
		3等				70					70	70	70	70		70				
		4等				70														
		5等				70	—													
最高限度	水分 %	1等	14			15		15	14			15	15		15			合格 15		合格 15
		2等	14			15		16	15			15	15		15					
		3等	14			15		17	16			15	15		15					
		4等	16			15		等外	17											
		5等	17		16	—														
	被害粒計 %	1等	5、10、10			5、10	15	5、8、8		中粒	8	5、8	10	15		15		合格 35		合格 35
		2等	10、15、15			10、15	20	15、20、17			517	15、20	15	20		20				
		3等	14、19、24	14、19、19		14、19	30	34、44、39			639	34、44	35	30		30				
		4等	23、28、28			23、28	40	等外	—											
		5等	32、37、37			32、37	—													
	著しい被害 %													1		1		合格 5		合格 5
														2		2				
														4		4				
	異種穀粒 %	1等					0						0	0		0		合格 2		合格 2
		2等					1						0	1		1				
		3等					2						1	2		2				
		4等					3													
		5等					—													
	異物 %	1等	0			0	0	0				0	0	0		0		合格 0		合格 0
		2等	0			0	0	0				0	0	0		0				
		3等	1			0	0	1				0	0	0		0				
		4等	2			1	1	等外	—											
		5等	3			—	—													
種類		大粒、中粒、小粒			大粒及び中粒、小粒、極小粒		普通大豆		大粒、中粒、小粒			大粒及び中粒、小粒、極小粒		普通大豆		大粒、中粒、小粒、極小粒				

注1 規格その2において、昭和26年に等外の水分規格のみ17%と設定されていたが、昭和27年10月1日に削除され、規格その1及び規格その2に規格外を設定した。

注2 昭和39年に完全粒を整粒に変更した。

注3 平成5年に普通大豆の規格その1、規格その2を一本化し、特定加工用大豆を加えた。

小豆の農産物検査規格の変遷

項目		改正年 等級	規格その1		規格その2				一般小豆		
			昭和26年	39年	26年	31年	33年	39年	平成12年	19年	
最低限度	整粒 %	1等	90、95		90	90、93			90	90	90
		2等	85、90		80	83、85			85	85	85
		3等	80、85		70	55、55	60、60	65、65	65	65	65
		4等	70、75		60						
		5等	60、65								
最高限度	水分 %	1等	14		15	15			15	15	15
		2等	14		15	16			15	15	15
		3等	14		15	17			15	15	15
		4等	16		15	17			15		
		5等	17								
	被害粒、 未熟粒、 異種穀粒計 %	1等	10、5		10	10、7			10	10	10
		2等	15、10		20	17、15			15	15	15
		3等	19、23		30	44、44	39、39	34、34	35	35	35
		4等	28、23		40						
		5等	37、32								
	異種穀粒 %	1等			0				0	0	0
		2等			1				0	0	0
		3等			2				1	1	1
		4等			3						
		5等									
	異物 %	1等	0		0	0			0	0	0
		2等	0		0	0			0	0	0
		3等	1		0	—			0	0	0
		4等	2		1						
		5等	3								
種類		大納言、普通、その他		大納言、普通、その他				大納言、普通、その他			

いんげんの農産物検査規格の変遷

項目		改正年 等級	規格その1			規格その2			普通いんげん	
			昭和26年	28年	39年	26年	28年	39年	平成12年	19年
最低限度	完全粒 % (昭和39年 から は整粒%)	1等	90、90	90、90	85	93、90	93、92	90	90	90
		2等	85、85	85、85	80	80、82	80、82	80	80	80
		3等	75、75	80、80	70	50、65	50、65	65	65	65
		4等	65、70	70、75	60	規格外	規格外			
		5等	50、60	55、65						
最高限度	水分 %	1等	14	→	16	15	15	16	16	16
		2等	14	→	16	16	16	16	16	16
		3等	14	→	16	17	17	16	16	16
		4等	16	→	16	17等外	規格外			
		5等	17	→						
	被害粒、 未熟粒、異種 穀粒計%	1等	10、10	10、10	15	7、10	7、8	10	10	10
		2等	15、15	15、15	20	20、18	20、17	20	20	20
		3等	25、25	20、20	30	49、34	49、34	35	35	35
		4等	34、29	29、24	40	規格外	規格外			
		5等	48、38	43、33						
	異種穀粒 %	1等			0			0	0	0
		2等			1			0	0	0
		3等			2			1	1	1
		4等			3			規格外		
		5等								
	異物 %	1等	0	→	0	0	0、0	0	0	0
		2等	0	→	0	0	0、1	0	0	0
		3等	0	→	0	1	1、1	0	0	0
		4等	1	→	1	等外	規格外			
		5等	2	→						
種類		大手亡、とら豆			大手亡、とら豆					

普通そばの農産物検査規格の変遷

項目		改正年 等級	普通そば						
			昭和27年	28年	39年	40年	平成7年	13年	19年
最低 限度	完全粒 % (昭和39年から は整粒%)	1等	98	98	95				
		2等	95	95	85				
		3等	90	85	75				
		4等	80	85	規格外				
		規格外							
	容積重 g	1等					610、(四) 600		610、(四) 600
		2等					590、(四) 575		590、(四) 575
		3等					570、(四) 550		570、(四) 550
		4等 規格外					規格外		規格外
最高 限度	水分 %	1等	14		14	15			15
		2等	14		14	15			15
		3等	15		14	15			15
		4等	16		規格外				
		規格外							
	被害粒、 未熟粒、異種穀粒 計 %	1等	2	2	5				5
		2等	4	4	15				15
		3等	8	13	25				25
		4等	17	22	規格外				
		規格外							
	異種穀粒 %	1等			1				1
		2等			2				2
		3等			3				3
		4等			規格外				
		規格外							
	異物 %	1等	0	0	0				0
		2等	1	1	0				0
		3等	2	2	1				1
		4等	3	3	規格外				
		規格外	5						

注：(四) は四倍体の規格である。

かんしょ生切干の農産物検査規格の変遷

項目		改正年 等級	かんしょ平切干				
			昭和24年	28年	32年	35年	19年
最低 限度	品質	1等	1等標準品				
		2等	2等標準品				
		3等	3等標準品				
	厚さ	1等	2分	→	7mm	5 (±2) mm	5 (±2) mm
		2等	2分	→	7mm	5 (±2) mm	5 (±2) mm
		3等	2分	→	7mm		
最高 限度	水分 %	1等	13	→		13	13
		2等	13	→		13	13
		3等	14	→			
	くず %	1等	3	→		5	5
		2等	5	→		10	10
		3等	10	→			
	変質の もの及び 異物%	変質の もの%	1等	1	→	1	1
			2等	3	→	4	4
			3等	4	→		
		異物 %	2等	3	→		
			1等	0.0	→	0.1	0.1
			2等	0.2	→	1.0	1.0
		3等	3等	5	→		

注1 昭和28年の改正から規格外あり(1等から3等まで、1等及び2等のそれぞれの品位に適合しないもの)

注2 厚さは昭和24年からは最高限度に、昭和35年からは独立した項目となった。

注3 昭和24年は変質のものと異物を変質のもの及び異物として一括していた。

かんしょ並でん粉の農産物検査規格の変遷

項目		改正年	かんしょ並でん粉					
		等級	昭和27年	28年	30年	34年	42年	19年
最高限度	水分%	1等	18					18
		2等	18					18
		3等	18	18				
		4等		18				
	砂分%	1等	0.00		0.03			0.03
		2等	0.03		0.05			0.05
		3等	0.10	0.05	0.10			
		4等		0.10				
	灰分%	1等	0.2		0.3			0.3
		2等	0.3		0.4			0.4
		3等	0.5	0.4	0.4			
		4等		0.5				
	酸度%	1等	0.15					
		2等	0.30					
		3等	0.50					
		4等						
	たん白%	1等		0.07	0.15			0.15
		2等		0.10	0.20			0.20
		3等		0.20	0.30			
		4等		0.30				
最低限度	色沢	1等	1等標準品					1等標準品
		2等	2等標準品					2等標準品
		3等	3等標準品					
		4等	4等標準品					
	酸性度	1等					5.0	5.0
		2等					4.5	4.5
		3等						
		4等						
酸度	1等			0～0.1	0～0.5	0～1.0		
	2等			0～0.2	0～0.75	0～1.5		
	3等			0～0.3	0～1.25	0～3.0		
	4等			0～0.5				
臭気	1等	異臭がないもの	異臭がないもの	異臭がないもの				異臭がないもの
	2等	異臭が殆どないもの	異臭がないもの	異臭が殆どないもの				異臭が殆どないもの
	3等	異臭が少しないもの	異臭が殆どないもの	異臭が少しないもの				
	4等		異臭が少しないもの					
きょう雑物	1等		ないもの	ないもの				ないもの
	2等		ないもの	殆どないもの				殆どないもの
	3等		殆どないもの	少ないもの				
	4等		少ないもの					

注1 昭和28年の改正から規格外あり(1等から4等までのそれぞれの品位に適合しないもの)。

注2 昭和34年の改正から、アルカリ性であってはならない。

ばれいしょ精製でん粉の農産物検査規格の変遷

項目		改正年	ばれいしょ精製でん粉					
		等級	昭和27年	28年	30年	34年	42年	19年
最高限度	水分%	1等	18				→	18
		2等	18				→	18
		3等	20		→	18		
	砂分%	1等	0.00	→	0.01	0.00	→	0.00
		2等	0.01	→	0.02	0.01	→	0.01
		3等	0.04	→	0.04	0.02		
	灰分%	1等	0.1	0.2			→	0.2
		2等	0.2	0.3			→	0.3
		3等	0.4	0.4		→		
	酸度%	1等	0.2					
		2等	0.3					
		3等	0.4					
	たん白%	1等		0.07	0.10		→	0.10
		2等		0.10	0.15		→	0.15
		3等		0.20	0.20	→		
最低限度	色 沢	1等	1等標準品				→	1等標準品
		2等	2等標準品				→	2等標準品
		3等	3等標準品			→		
	(メッシュ粒度)	1等	125		→			
		2等	125		→			
		3等	125		→			
	酸性度	1等					5.5	5.5
		2等					5.0	5.0
		3等						
酸 度	1等			0～0.1	0～0.25	0～0.5		
	2等			0～0.2	0～0.50	0～1.0		
	3等			0～0.4	0～1.00	0～2.0		
臭 気	1等	異臭がないもの					→	異臭がないもの
	2等	異臭が殆どないもの					→	異臭が殆どないもの
	3等	異臭が少ないもの				→		
きょう雑物	1等			ないもの			→	ないもの
	2等			殆どないもの			→	殆どないもの
	3等			少ないもの		→		

注1 昭和28年の改正から規格外あり(1等から3等まで、1等及び2等のそれぞれの品位に適合しないもの)。

注2 昭和34年の改正から、ふるい目の開き0.015mmのふるいを通過するものでなければならない。

注3 昭和42年の改正から、アルカリ性であってはならない。

玄米の検査結果の推移

(1) 水稲うるち玄米

(単位:トン、%)

年産別	検査数量	等級別数量					等級比率				
		1等	2等	3等	等外	規格外	1等	2等	3等	等外	規格外
10	4,578,951	3,585,821	820,034	113,072	17,327	42,698	78.3	17.9	2.5	0.4	0.9
11	4,706,944	2,957,085	1,470,054	198,678	17,039	64,087	62.8	31.2	4.2	0.4	1.4
12	4,890,871	3,846,233	920,652	93,085	13,849	17,051	78.6	18.8	1.9	0.3	0.3
13	4,687,716	3,554,921	1,005,359	79,757		47,679	75.8	21.4	1.7		1.0
14	4,776,549	3,369,616	1,218,887	97,387		90,658	70.5	25.5	2.0		1.9
15	3,936,238	2,907,631	828,134	84,600		115,873	73.9	21.0	2.1		2.9
16	4,770,829	3,386,026	1,053,003	186,556		145,244	71.0	22.1	3.9		3.0
17	5,047,547	3,788,571	1,000,515	168,455		90,006	75.1	19.8	3.3		1.8
18	4,776,481	3,746,166	822,163	112,475		95,677	78.4	17.2	2.4		2.0
19	4,102,554	3,273,815	679,049	85,249		64,440	79.8	16.6	2.1		1.6

(2) 水稲もち玄米

(単位:トン、%)

年産別	検査数量	等級別数量					等級比率				
		1等	2等	3等	等外	規格外	1等	2等	3等	等外	規格外
10	196,735	94,800	80,611	16,325	444	4,553	48.2	41.0	8.3	0.2	2.3
11	207,648	95,260	88,876	18,634	395	4,484	45.9	42.8	9.0	0.2	2.2
12	201,143	114,418	63,026	15,273	275	8,152	56.9	31.3	7.6	0.1	4.1
13	158,284	103,972	45,341	6,518		2,453	65.7	28.6	4.1		1.5
14	129,797	80,184	38,619	7,296		3,698	61.8	29.8	5.6		2.8
15	110,853	66,604	33,877	5,683		4,689	60.1	30.6	5.1		4.2
16	164,742	78,441	62,110	16,034		8,157	47.6	37.7	9.7		5.0
17	202,319	97,217	86,671	11,897		6,534	48.1	42.8	5.9		3.2
18	194,632	103,105	58,042	18,495		14,989	53.0	29.8	9.5		7.7
19	161,779	86,471	64,489	6,373		4,446	53.4	39.9	3.9		2.7

(3) 醸造用玄米

(単位:トン、%)

年産別	検査数量	等級別数量							等級比率						
		特上	特等	1等	2等	3等	等外	規格外	特上	特等	1等	2等	3等	等外	規格外
10	99,448	705	22,752	55,567	11,775	5,255	142	3,252	0.7	22.9	55.9	11.8	5.3	0.1	3.3
11	97,738	1,795	27,805	47,414	13,827	4,396	75	2,427	1.8	28.4	48.5	14.1	4.5	0.1	2.5
12	93,130	2,577	29,434	44,346	11,845	3,149	54	1,724	2.8	31.6	47.6	12.7	3.4	0.1	1.9
13	87,541	2,002	26,541	46,962	8,789	1,888		1,360	2.3	30.3	53.6	10.0	2.2		1.6
14	82,461	1,175	18,477	46,948	11,197	3,289		1,376	1.4	22.4	56.9	13.6	4.0		1.7
15	74,854	624	16,649	40,112	12,702	3,555		1,211	0.8	22.2	53.6	17.0	4.7		1.6
16	72,271	201	9,994	47,859	10,059	3,165		994	0.3	13.8	66.2	13.9	4.4		1.4
17	73,073	637	16,736	42,867	8,776	2,840		1,217	0.9	22.9	58.7	12.0	3.9		1.7
18	70,868	1,321	16,108	40,269	9,636	2,564		969	1.9	22.7	56.8	13.6	3.6		1.4
19	68,639	933	16,164	39,095	8,613	2,810		1,024	1.4	23.5	57.0	12.5	4.1		1.5

(4) 陸稲もち玄米

(単位:トン、%)

年産別	検査数量	等級別数量					等級比率				
		1等	2等	3等	等外	規格外	1等	2等	3等	等外	規格外
10	1,410	311	753	315	8	24	22.1	53.4	22.3	0.6	1.7
11	2,276	318	1,255	634	13	56	14.0	55.1	27.8	0.6	2.5
12	2,421	287	1,402	685	14	33	11.8	57.9	28.3	0.6	1.4
13	1,079	56	560	411		52	5.2	51.9	38.1		4.8
14	917	73	485	336		23	8.0	52.9	36.6		2.5
15	677	99	433	134		11	14.7	64.0	19.8		1.6
16	685	42	412	209		22	6.2	60.2	30.5		3.2
17	1,359	133	875	331		20	9.8	64.4	24.3		1.5
18	924	76	574	200		73	8.2	62.2	21.7		7.9
19	222	11	156	45		9	5.2	70.4	20.4		4.0

注:平成19年産は、平成19年12月末日現在(速報値)である。

麦の検査結果の推移

(1) 普通小麦 (強力小麦を含む)

(単位:トン、%)

年 産	検査数量	等 級 別 検 査 数 量			等級比率		
		1 等	2 等	規格外	1 等	2 等	規格外
10	606,158	392,385	138,594	75,179	64.7	22.9	12.4
11	633,805	477,422	66,709	89,673	75.3	10.5	14.1
12	737,384	512,260	127,021	98,103	69.5	17.2	13.3
13	755,696	459,238	186,230	110,227	60.8	24.6	14.6
14	906,350	611,564	172,764	122,023	67.5	19.1	13.5
15	903,990	538,998	266,535	98,458	59.6	29.5	10.9
16	904,281	633,286	179,481	91,513	70.0	19.8	10.1
17	946,474	673,381	167,273	105,821	71.1	17.7	11.2
18	870,333	673,731	130,351	66,252	77.4	15.0	7.6
19	961,051	832,704	46,672	81,675	86.6	4.9	8.5

(2) 普通大麦計 (普通小粒大麦+普通大粒大麦)

(単位:トン、%)

年 産	検査数量	等 級 別 検 査 数 量			等級比率		
		1 等	2 等	規格外	1 等	2 等	規格外
10	65,329	28,830	28,338	8,161	44.1	43.4	12.5
11	74,437	57,743	10,583	6,110	77.6	14.2	8.2
12	92,978	63,766	15,016	14,196	68.6	16.2	15.3
13	97,525	65,278	21,474	10,773	66.9	22.0	11.0
14	113,169	59,502	34,471	19,196	52.6	30.5	17.0
15	116,439	67,754	22,112	26,574	58.2	19.0	22.8
16	130,035	69,463	28,259	32,312	53.4	21.7	24.8
17	103,151	71,290	14,681	17,179	69.1	14.2	16.7
18	114,776	67,223	25,958	21,595	58.6	22.6	18.8
19	124,406	84,705	12,363	27,339	68.1	9.9	22.0

(3) 普通はだか麦

(単位:トン、%)

年 産	検査数量	等 級 別 検 査 数 量			等級比率		
		1 等	2 等	規格外	1 等	2 等	規格外
10	11,227	1,264	8,220	1,743	11.3	73.2	15.5
11	18,469	14,490	2,714	1,264	78.5	14.7	6.8
12	20,829	15,358	4,352	1,119	73.7	20.9	5.4
13	18,569	8,431	9,225	913	45.4	49.7	4.9
14	19,886	5,517	12,476	1,894	27.7	62.7	9.5
15	18,136	6,082	10,228	1,825	33.5	56.4	10.1
16	15,136	7,569	6,294	1,272	50.0	41.6	8.4
17	11,283	8,894	1,832	556	78.8	16.2	4.9
18	13,690	1,578	10,856	1,257	11.5	79.3	9.2
19	13,629	10,760	2,097	773	78.9	15.4	5.7

(4) ビール大麦

(単位:トン、%)

年 産	検査数量	等 級 別 検 査 数 量			等級比率		
		1 等	2 等	等外上	1 等	2 等	等外上
10	26,993	36	18,208	8,749	0.1	67.5	32.4
11	69,733	11,644	51,724	6,365	16.7	74.2	9.1
12	69,212	7,370	55,195	6,647	10.6	79.7	9.6
13	59,432	9,720	41,695	8,017	16.4	70.2	13.5
14	64,021	59	55,462	8,500	0.1	86.6	13.3
15	62,258	17	53,828	8,413	0.0	86.5	13.5
16	50,003	20	38,630	11,352	0.0	77.3	22.7
17	61,152	3,372	50,655	7,125	5.5	82.8	11.7
18	43,232	25	35,672	7,536	0.1	82.5	17.4
19	51,338	120	47,690	3,529	0.2	92.9	6.9

注:平成19年産は、平成19年12月末日現在 (速報値) である。

その他農産物の検査結果の推移

(単位:トン、%)

種類	年度	普通大豆					特定加工用大豆			種子	合計
		検査数量	等級比率				検査数量	等級比率		合格	
			1等	2等	3等	規格外		合格	規格外		
大豆	10	70,024	31.2	30.0	36.0	2.8	12,709	99.7	0.3	713	83,446
	11	83,875	23.6	33.2	41.2	2.0	16,963	99.4	0.6	839	101,677
	12	129,220	25.0	37.5	36.1	1.4	18,903	99.3	0.7	1,155	149,277
	13	163,304	34.9	30.6	34.1	0.4	24,545	99.3	0.7	1,299	189,148
	14	162,079	33.3	30.5	35.3	0.8	32,236	99.3	0.7	1,393	195,708
	15	123,701	20.6	35.2	43.5	0.7	33,063	98.6	1.4	1,087	157,851
	16	79,017	16.1	37.1	44.3	2.5	28,088	97.5	2.5	599	107,705
	17	124,415	26.1	36.2	36.8	0.9	30,595	98.4	1.6	1,231	156,240
	18	144,682	19.1	46.1	34.2	0.6	27,080	98.8	1.2	1,017	172,780

(単位:トン、%)

種類	年度	規格その一						規格その二					種子	合計
		検査数量	等級比率					検査数量	等級比率				合格	
			1等	2等	3等	4等	規格外		1等	2等	3等	規格外		
小豆	10	11,237	0.6	1.2	7.2	9.5	81.5	42,160	9.0	91.0	-	-	161	53,558
	11	14,776	0.1	1.7	18.5	5.6	74.0	46,437	0.8	99.2	-	-	245	61,458
	12	14,268	0.3	0.6	4.1	6.3	88.8	45,212	-	100.0	-	-	1	59,480
	13	29,230	-	99.5	-		0.5						1	29,231
	14	25,591	0.1	98.5	0.8		0.5						1	25,592
	15	19,556	0.0	99.5	0.0		0.5						-	19,556
	16	43,376	0.2	99.4	0.0		0.4						-	43,376
	17	47,924	16.9	82.8	0.0		0.3						-	47,924
	18	35,480	8.5	91.1	-		0.3						-	35,480
いんげん	10	7,368	-	0.3	1.3	2.1	96.3	9,853	0.1	99.9	-	-	316	17,537
	11	5,602	-	0.5	8.4	6.3	84.8	4,503	-	100.0	-	-	223	10,327
	12	7,431	-	-	0.1	0.6	99.2	1,643	-	100.0	-	-	-	9,074
	13	2,822	-	99.4	0.6		-						-	2,822
	14	5,769	-	100.0	-		-						-	5,769
	15	4,769	-	100.0	-		-						-	4,769
	16	4,286	0.3	99.7	-		-						-	4,286
	17	5,198	0.2	99.8	-		-						-	5,198
	18	3,536	0.2	99.8	-		-						-	3,536
そば	10	4,336	0.1	11.5	87.9		0.5						5	4,341
	11	3,052	0.6	16.6	81.7		1.2						14	3,066
	12	3,629	1.2	16.9	80.9		1.0						14	3,643
	13	3,865	0.2	11.5	86.7		1.7						14	3,879
	14	2,863	0.2	10.6	85.1		4.1						13	2,876
	15	3,233	0.1	12.2	81.6		6.1						15	3,249
	16	2,193	0.1	11.3	78.5		10.2						13	2,207
	17	3,605	0.1	12.4	81.6		5.9						12	3,617
	18	4,538	0.2	12.7	73.2		14.0						14	4,551
かんしょ 生切干	10	872	89.0	10.0			1.0						872	
	11	270	96.9	3.1			-						270	
	12	332	99.4	0.6			-						332	
	13	314	99.6	0.4			-						314	
	14	184	99.2	0.8			-						184	
	15	-	-	-			-						-	
	16	-	-	-			-						-	
	17	-	-	-			-						-	
	18	-	-	-			-						-	
かんしょ でん粉	10	84,687	100.0	-	-		1.0							84,687
	11	65,083	100.0	-	-		-							65,083
	12	59,257	99.9	0.1	-		-							59,257
	13	64,264	100.0	-	-		-							64,264
	14	76,620	100.0	-	-		-							76,620
	15	67,712	100.0	-	-		-							67,712
	16	50,366	100.0	-	-		-							50,366
	17	58,351	100.0	-	-		-							58,351
	18	48,207	100.0	-	-		-							48,207
ばれいしょ でん粉	10	213,306	70.0	-			30.0							213,306
	11	197,917	58.1	-			41.9							197,917
	12	176,410	63.7	-			36.3							176,410
	13	188,615	62.5	-			37.5							188,615
	14	70,697	59.5	-			40.5							70,697
	15	-	-	-			-							-
	16	-	-	-			-							-
	17	-	-	-			-							-
	18	-	-	-			-							-

(注1) 小豆及びいんげんの規格その一及びその二については、12年度をもって廃止となったため、13年度からは規格その1の欄に記入する。

成分検査実績の推移

(1) 米の成分検査実績

年度	請求件数	項目件数 (件)			検査数量 (トン)	
			たんぱく質	アミロース	たんぱく質	アミロース
10	2,491	3,914	2,438	1,476	8,877	6,851
11	2,252	3,567	2,217	1,350	6,420	4,841
12	1,853	2,941	1,748	1,193	5,037	4,179
13	1,228	1,942	1,156	786	2,791	2,461
14	371	692	342	350	1,146	1,116
15	39	55	19	36	12	18
16	3	6	3	3	7	7
17	3	4	2	2	6	6
18	3	6	3	3	10	10

(2) 麦の成分検査実績

年度	請求数	項目件数 (件)			検査数量 (トン)	
			たんぱく質	でん粉	たんぱく質	でん粉
10	1,293	2,487	1,287	1,200	247,889	245,968
11	2,276	4,543	2,276	2,267	294,265	294,247
12	2,480	3,969	1,515	2,454	54,098	416,803
13	2,231	3,401	1,200	2,201	52,773	428,748
14	1,670	2,119	460	1,659	54,759	548,752
15	2,555	3,746	1,192	2,554	5,111,788	5,671,229
16	2,470	3,436	1,036	2,400	4,993,099	5,548,153
17	2,333	3,262	930	2,332	4,786,684	5,347,061
18	2,376	3,324	948	2,376	4,970,139	5,496,596

(注) 15年度より外国産麦の件数が入っている。

国内産農産物銘柄設定等申請要領

制 定	平成16年 3 月12日	15総食第 719号
一部改正	平成16年12月27日	16総食第 913号
一部改正	平成17年10月11日	17総食第 710号
一部改正	平成18年 3 月23日	17総食第1235号
一部改正	平成19年 2 月 6 日	18総食第 948号
一部改正	平成19年 3 月28日	18総食第1197号
一部改正	平成19年10月31日	19総食第 677号

第1 趣旨

国内産農産物の銘柄については、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第11条第1項の規定に基づく農産物規格規程（平成13年 2 月28日農林水産省告示第244号）に定められており、農産物検査（農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、荷造り及び包装並びに品位及び成分につき、農林水産大臣が定める規格に基づいて行う検査をいう。以下同じ。）を実施することにより、産地・品種・品種群の適確かつ円滑な認証を行っているところである。

国内産農産物の銘柄の設定、変更（銘柄を構成する品種群の品種の追加又は削除を含む。）又は廃止（以下「設定等」という。）を行うに当たっては、都道府県の区域を単位とする農産物の生産地（以下「産地」という。）段階において、地域の実状を踏まえつつ、流通・消費段階の多様なニーズに対応しながら取り組むことが不可欠である。農産物検査の実施業務の民営化後においても、引き続き、産地・品種・品種群の適確かつ円滑な認証を行っていくことを目的として、この要領の定めるところにより産地段階において国内産農産物の銘柄の設定等を行うものとする。

第2 銘柄の区分

この要領における銘柄の区分は、これまでの生産・流通等の実態を踏まえ、国内産農産物の種類（農産物規格規程に定める国内産農産物の種類をいう。）ごとに、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

産 地 銘 柄	適用品目・・・ 小豆、いんげん 一定の産地（原則として、都道府県の区域を単位。以下同じ。）で生産された農産物が、品種又は品種群にかかわらず、ほぼ同じ程度の品質を示すことから、農産物の取引等において当該産
---------	---

	地を特定する必要があるもの
品 種 銘 柄	生産された一定の品種又は品種群の農産物が、産地にかかわらず、ほぼ同じ程度の品質を示すことから、農産物の取引等において当該品種又は品種群を特定する必要があるもの
産地品種銘柄	適用品目・・・米穀（精米を除く。）、麦、大豆、そば 一定の産地で生産された一定の品種又は品種群の農産物が、他の産地で生産された同一品種若しくは品種群又は同一産地で生産された他の品種若しくは品種群との間で一定の品質差を示すことから、農産物の取引等において当該産地及び品種又は品種群を特定する必要があるもの（品種群について銘柄を設定しているものは、別表のとおり。）

第3 銘柄の設定等に係る要望等

- 1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、銘柄の設定等に係る要望を聴取するため、あらかじめ、提出書類、提出先、提出期間及び申請する農産物（サンプル）の提出に関する事項を定め、公表するものとする。
- 2 銘柄の設定等を要望しようとする者は、別紙様式第1号により地方農政事務所長等へ申請するものとする。
- 3 地方農政事務所長等は、2により銘柄の設定等に係る申請があった場合には、申請者から銘柄の設定等に係る意見聴取を行うものとする。

第4 銘柄の設定に係る意見聴取

地方農政事務所長等は、流通・消費段階の多様なニーズに対応し、作付誘導、品質改善等、産地としてまとまった取組が行われている当該産地の国内産農産物（かんしょ生切干、でん粉及び第9の3に掲げるものを除く。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たしたものを銘柄として新たに設定することについて、その必要があると認めた場合又は第3の2による銘柄の設定に係る申請があった場合は、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政事務所長等が必要と認める関係機関（以下「関係機関等」という。）の意見を聴くものとする。

- 1 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。

- 2 品種銘柄及び産地品種銘柄については、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- 3 品種銘柄及び産地品種銘柄については、原則として、当該都道府県において奨励されている品種であること。

なお、市町村等一定の地域においてまとまった取組が行われている品種で、作付けが僅少のものについては、当該品種の作付計画等を勘案し、将来の産地としての取組の拡大の見込みにも配慮すること。
- 4 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該産地において、当該品種の収穫物が、種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- 5 品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄を設定する場合は、品種特性、品質の観点から、複数の品種を品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。
- 6 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさ（大粒・中粒・小粒・極小粒）を踏まえたものであること。

第5 銘柄の名称変更に係る意見聴取

地方農政事務所長等は、当該産地の銘柄の名称を変更することについて、その必要があると認めた場合又は第3の2による銘柄の変更の申請があった場合は、第4に定める関係機関等の意見を聴くものとする。

第6 銘柄を構成する品種群の品種の変更に係る意見聴取

地方農政事務所長等は、当該産地の品種群の銘柄について、品種群の品種を追加又は削除することについて、その必要があると認めた場合又は第3の2による銘柄の変更の申請があった場合は、第4に定める関係機関等の意見を聞くものとする。

第7 銘柄の廃止に係る意見聴取

地方農政事務所長等は、当該産地の銘柄が、第4に掲げる要件のいずれかを満たさなくなり、若しくは他の銘柄等への作付転換等、検査数量の減少により、当該銘柄を廃止することについて、その必要があると認めた場合又は第3の2による銘柄の廃止の申請があった場合には、第4に定める関係機関等の意見を聴くものとする。

第8 銘柄の設定等に係る意見聴取の透明性の確保

- 1 地方農政事務所長等は、透明性の確保を図るため、第4、第5、第6又は第7

による意見聴取の日程及び意見聴取する事項を公表するものとする。

- 2 議事は公開するものとする。ただし、地方農政事務所長等が、議事の運営に著しい支障があると認めた場合には、非公開とすることができるものとする。
- 3 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、地方農政事務所長等が、議事の運営に著しい支障があると認めた場合には、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供することができるものとする。

第9 銘柄の設定等の手続

- 1 地方農政事務所長等は、第4、第5、第6又は第7による意見聴取の結果、銘柄の設定等を申請する必要があると認める場合は、別紙様式第2号にその内容を記入の上、銘柄の設定等を行おうとする生産年の1月末日までに農林水産省総合食料局長（以下「局長」という。）に申請するものとする。ただし、銘柄（麦の銘柄を除く。）の名称変更の申請にあっては、銘柄の名称変更を行おうとする生産年の5月末日までに行うことができるものとする。

なお、地方農政事務所長は、地方農政局長を経由して申請を行うものとする。

- 2 局長は、1の申請により銘柄の設定等を行う必要があると認める場合は、農林水産大臣が行う農産物規格規程の一部改正のための事務手続を行うものとする。
- 3 地方農政事務所長等は、第3の2の申請者に対して、銘柄の設定等の取扱いの結果について別紙様式第3号により通知するものとする。

19年産水稻うるち玄米の検査数量上位品種 (平成19年12月末日現在)

検査数量1,000トン以上																					(単位:トン)		
銘柄数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位	1,000トン以上の割合	上位3品種	上位5品種
北海道	14	きらら397	ななつぼし	ほしのゆめ	おぼろづき	大地の星	ふっくりんこ	あやひめ	ゆきひかり	ほしまる	彩	あきほ	ほしたろう	はなぶさ	ゆきまる						93.8%	88.0%	92.1%
		178,264	115,585	88,620	10,801	6,831	5,152	2,230	824	737	573	231	105	-	-								
青森	7	つがるロマン	まっしぐら	むつほまれ	あきたこまち	ゆめあかり	むつかり	ゆきのはな													98.7%	97.3%	99.0%
		94,900	63,146	12,344	2,576	551	81	9															
岩手	9	ひとめぼれ	あきたこまち	いわてっこ	どんびしやり	かけはし	ササニシキ	トヨニシキ	コシヒカリ	たかねみのり											99.2%	95.5%	99.2%
		114,034	32,401	6,352	4,321	1,588	727	176	114	47													
宮城	19	ひとめぼれ	ササニシキ	まなむすめ	コシヒカリ	トヨニシキ	たきたて	こころまち	あきたこまち	おきにいり	ミルキークイーン	かがや姫	花キラリ	夢ごこち	キヌヒカリ	春陽	ゆめむすび	はぎのかおり	こいむすび	ヤマウタ	98.9%	97.8%	99.2%
		186,365	20,679	10,703	2,509	584	444	245	207	174	121	72	69	37	36	16	3	1	-	-			
秋田	15	あきたこまち	ひとめぼれ	めんこいな	ササニシキ	はえぬき	たかねみのり	ミルキークイーン	でわひかり	コシヒカリ	ミルキープリンセス	スノーパール	淡雪こまち	キヨニシキ	萌えみのり	春陽					99.6%	98.9%	99.6%
		317,798	25,311	13,083	1,490	1,079	188	184	183	152	78	42	17	15	6	5							
山形	18	はえぬき	ひとめぼれ	コシヒカリ	あきたこまち	ササニシキ	つばSD1号	とまんなが	夢ごこち	夢いっぱい	ミルキークイーン	里のゆき	はなの舞い	花キラリ	さわのはな	キヨニシキ	まなむすめ	トヨニシキ	スノーパール		98.1%	87.7%	96.3%
		174,300	25,966	23,349	17,651	4,142	2,609	1,861	885	737	610	302	288	269	85	56	25	10	8				
福島	18	コシヒカリ	ひとめぼれ	あきたこまち	チヨニシキ	ミルキークイーン	ふくみらい	まいひめ	たかねみのり	夢ごこち	ササニシキ	瑞穂黄金	ゆめさやか	まなむすめ	スノーパール	LGCソフト	春陽	エルジーシー1			98.5%	94.3%	97.8%
		148,889	67,786	8,786	4,226	4,076	1,613	780	556	444	333	249	144	88	61	57	15	3	-				
茨城	11	コシヒカリ	あきたこまち	ゆめひたち	ミルキークイーン	ひとめぼれ	チヨニシキ	キヌヒカリ	つばSD1号	日本晴	夢ごこち	とねのめくみ									99.1%	92.1%	96.3%
		115,550	36,206	7,696	3,925	3,382	2,132	1,702	1,070	191	138	52											
栃木	10	コシヒカリ	あさひの夢	なすひかり	ひとめぼれ	ミルキークイーン	月の光	アキニシキ	夢ごこち	日本晴	LGCソフト										98.8%	97.5%	99.0%
		146,697	23,410	7,219	2,415	444	286	172	67	26	8												
群馬	10	あさひの夢	ゴロビカリ	コシヒカリ	朝の光	ミルキープリンセス	ひとめぼれ	さわびかり	ゆめひたち	キヌヒカリ	月の光										90.9%	90.9%	96.5%
		9,980	6,399	1,669	617	497	422	98	33	30	15												
埼玉	10	彩のかがやき	コシヒカリ	キヌヒカリ	朝の光	あかね空	あきたこまち	日本晴	ミルキークイーン	LGCソフト	アキニシキ										89.0%	81.8%	91.7%
		11,175	8,003	2,743	1,925	733	356	261	98	20	13												
千葉	9	コシヒカリ	ふさおとめ	あきたこまち	ちば28号	ひとめぼれ	ミルキークイーン	夢いっぱい	夢ごこち	ゆめかなえ											99.2%	86.2%	99.2%
		82,626	35,796	19,442	17,340	3,378	682	243	74	19													
東京																					-	-	-
神奈川	4	キヌヒカリ	さとじまん	コシヒカリ	祭り晴																64.0%	98.0%	98.3%
		1,604	821	32	7																		
新潟	18	コシヒカリ	こしいぶき	ゆきの精	ひとめぼれ	ゆきん子舞	はえぬき	越路早生	あきたこまち	トドロクワセ	どんとこい	キヌヒカリ	ミルキークイーン	千秋楽	なごりゆき	わせじまん	春陽	農林1号	味こだま		98.6%	96.3%	98.2%
		325,959	43,324	6,362	3,803	3,448	1,753	685	571	530	511	410	325	153	57	36	33	5	-				
富山	16	コシヒカリ	てんたかく	富山67号	ハナエチゼン	日本晴	夢ごこち	ミルキークイーン	花キラリ	ひとめぼれ	とがとおめ	あきたこまち	どんとこい	フクヒカリ	春陽	おわら美人	スノーパール				98.1%	98.5%	99.1%
		102,035	17,677		479	417	312	287	185	169	72	54	50	29	28	11	3	1					
石川	12	コシヒカリ	ゆめみづほ	ハナエチゼン	ほほほの穂	能登ひかり	ひとめぼれ	ミルキークイーン	夢ごこち	あきたこまち	どんとこい	春陽	加賀ひかり								99.4%	93.2%	97.9%
		62,560	10,693	2,794	2,183	1,714	1,180	156	125	92	63	16	-										
福井	12	コシヒカリ	ハナエチゼン	イクヒカリ	キヌヒカリ	ひとめぼれ	夢ごこち	日本晴	夢いっぱい	ミルキークイーン	花キラリ	フクヒカリ	春陽								96.6%	96.6%	98.1%
		38,692	21,702	3,648	557	438	416	333	175	134	131	1	-										
山梨	6	コシヒカリ	あさひの夢	ひとめぼれ	農林48号	ミルキークイーン	ヒノヒカリ														73.0%	93.3%	98.0%
		3,738	651	384	222	20	8																
長野	8	コシヒカリ	あきたこまち	ひとめぼれ	キヌヒカリ	ミルキークイーン	秋晴	きらりん	夢ごこち												95.9%	95.9%	97.9%
		68,382	13,563	1,988	994	733	729	379	271														
岐阜	17	コシヒカリ	ハツシモ	あきたこまち	ひとめぼれ	あさひの夢	みつひかり	みのにしき	ミルキークイーン	はなの舞い	初星	キヌヒカリ	日本晴	ヒノヒカリ	いのちの香	夢ごこち	白雪姫	春陽			95.7%	76.7%	95.7%
		10,397	8,020	3,791	2,767	2,736	520	156	79	57	52	36	33	31	23	10	1	-					
静岡	11	コシヒカリ	キヌヒカリ	あいちのかおり	ヒノヒカリ	あさひの夢	ひとめぼれ	ミルキークイーン	なつしづか	あきたこまち	LGCソフト	吟おうみ									86.1%	86.1%	95.7%
		12,696	1,871	1,645	950	862	305	144	111	50	32	6											
愛知	12	コシヒカリ	あいちのかおり	あさひの夢	大地の風	ミネアサヒ	あきたこまち	祭り晴	ひとめぼれ	チヨニシキ	ミルキークイーン	キヌヒカリ	峰ひびき								97.0%	81.5%	91.1%
		15,882	15,177	3,848	2,317	1,792	1,540	1,018	345	288	270	72	14										
三重	13	コシヒカリ	キヌヒカリ	あきたこまち	みえのえみ	みえのゆめ	どんとこい	ミルキークイーン	ヤマヒカリ	ヒノヒカリ	黄金晴	うこん錦	なつのたより	夢ごこち							97.1%	91.4%	97.1%
		50,595	5,102	2,679	1,998	1,603	500	309	256	202	126	30	7	6									

19年産水稻うるち玄米の検査数量上位品種 (平成19年12月末日現在)

		…検査数量1,000トン以上										…検査実績なし										(単位:トン)		
	銘柄数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位	1,000トン以上の割合	上位3品種	上位5品種
滋賀	18	コシヒカリ 35,451	キヌヒカリ 19,061	日本晴 11,381	秋の詩 8,925	あきたこまち 2,064	ゆめおうみ 1,715	ヒノヒカリ 1,263	レーク65 1,135	ハナエチゼン 793	夢ごこち 702	ミルキークイーン 658	ひとめぼれ 564	夢みらい 427	みつひかり 418	吟おうみ 385	夢いっぱい 149	夢の華 118	びわみのり 51			94.2%	76.6%	89.4%
京都	10	コシヒカリ 12,391	キヌヒカリ 4,276	ヒノヒカリ 1,722	祭り晴 1,649	どんとこい 433	日本晴 214	ミルキークイーン 132	夢ごこち 62	フクヒカリ 53	アケボノ 3											95.0%	87.2%	97.1%
大阪	5	ヒノヒカリ 1,586	キヌヒカリ 666	祭り晴 272	コシヒカリ 30	ひとめぼれ 9																60.6%	96.4%	97.9%
兵庫	18	コシヒカリ 21,449	キヌヒカリ 15,220	ヒノヒカリ 6,602	ハナエチゼン 695	どんとこい 639	フクヒカリ 265	日本晴 221	みつひかり 204	ミルキークイーン 182	あきたこまち 182	夢の華 152	夢ごこち 48	中生新千本 17	ヤマビコ 11	兵庫ゆめおとめ 6	むらさきの舞 2	金南風 1	かくや姫 0			91.8%	91.8%	94.6%
奈良	5	ヒノヒカリ 7,774	コシヒカリ 571	ひとめぼれ 540	あきたこまち 537	キヌヒカリ 512																77.5%	88.6%	99.1%
和歌山	10	キヌヒカリ 1,370	イクヒカリ 332	ヒノヒカリ 302	コシヒカリ 249	日本晴 183	ミネアサヒ 77	ミルキープリンセス 50	ヤマヒカリ 22	ハナエチゼン 22	春陽 -											50.8%	74.3%	90.4%
鳥取	11	コシヒカリ 13,056	ひとめぼれ 8,463	日本晴 691	ヒノヒカリ 289	ヤマヒカリ 243	おまちなね 85	ヤマボウシ 35	あきたこまち 21	ヒカリ新世紀 20	キヌヒカリ 10	ミルキークイーン 9										90.8%	93.7%	95.9%
島根	9	コシヒカリ 30,439	きぬむすめ 5,586	ハナエチゼン 3,955	ヒノヒカリ 575	祭り晴 19	LGCソフト 14	夢の華 13	春陽 4	夢十色 3												97.8%	97.8%	99.3%
岡山	15	ヒノヒカリ 15,661	アケボノ 11,654	コシヒカリ 8,683	あきたこまち 8,471	朝日 7,927	キヌヒカリ 1,704	ひとめぼれ 1,367	アキヒカリ 944	みつひかり 768	吉備の華 676	日本晴 232	中生新千本 145	夢の華 136	ミルキークイーン 98	ヒカリ新世紀 60						94.5%	61.3%	89.2%
広島	13	コシヒカリ 23,104	中生新千本 5,098	あきらまん 4,834	ヒノヒカリ 4,270	あきたこまち 2,590	ひとめぼれ 2,068	どんとこい 1,486	こいもみじ 1,120	ホウレイ 499	ミルキークイーン 367	夢の華 211	キヌヒカリ 113	LGCソフト 4								96.9%	71.8%	86.7%
山口	10	コシヒカリ 17,853	ヒノヒカリ 13,067	ひとめぼれ 11,640	晴るる 2,881	日本晴 2,298	中生新千本 1,902	あきたこまち 149	ヤマボウシ 35	ミルキークイーン 13	ヤマヒカリ 9											99.0%	84.9%	95.2%
徳島	10	コシヒカリ 14,975	キヌヒカリ 6,580	ハナエチゼン 1,148	ヒノヒカリ 1,043	あわみのり 595	日本晴 219	あきたこまち 155	コガネマサリ 93	ミルキークイーン 17	オオセト 0											94.9%	90.8%	97.3%
香川	10	ヒノヒカリ 11,289	コシヒカリ 7,620	オオセト 2,953	はえぬき 2,135	あきたこまち 504	さぬきよいまい 72	キヌヒカリ 45	あきげしき 19	みつひかり 18	コガネマサリ 9											97.2%	88.6%	99.2%
愛媛	9	コシヒカリ 5,776	ヒノヒカリ 4,843	あきたこまち 3,693	愛のゆめ 1,113	松山三井 1,013	キヌヒカリ 371	フクヒカリ 74	祭り晴 47	こいごころ 9												93.7%	81.5%	93.7%
高知	18	コシヒカリ 14,523	ヒノヒカリ 2,952	ナツヒカリ 1,211	あきたこまち 559	南国そだち 556	黄金錦 306	アキツホ 157	フクヒカリ 137	ミルキークイーン 106	イクヒカリ 89	さわかおり 60	ヒエリ 49	土佐錦 37	ひとめぼれ 25	キヌヒカリ 24	夢ごこち 20	とさびか 2	春陽 1			88.1%	88.1%	93.3%
福岡	17	夢つくし 24,145	ヒノヒカリ 22,657	つくしるまん 2,015	コシヒカリ 1,616	あきさやか 968	ニシホマレ 757	ツクシホマレ 524	夢一献 464	つやおとめ 210	レイホウ 162	にこまる 141	ミルキークイーン 42	春陽 33	柔小町 20	ほほえみ 7	ひとめぼれ 3	はいみのり -				89.3%	86.4%	91.0%
佐賀	13	ヒノヒカリ 22,001	夢しずく 10,498	コシヒカリ 5,179	たんぼの夢 3,299	天使の詩 2,919	レイホウ 512	初星 126	さがうらら 114	にこまる 53	日本晴 34	さとじまん 11	ミルキークイーン 2	ふくいずみ 1								94.4%	81.1%	94.4%
長崎	7	ヒノヒカリ 7,751	コシヒカリ 3,805	にこまる 1,162	あさひの夢 769	レイホウ 175	日本晴 13	キヌヒカリ 11														92.5%	92.5%	99.4%
熊本	14	ヒノヒカリ 36,174	コシヒカリ 14,615	森のくまさん 8,470	あきげしき 4,019	あきまさり 3,512	キヌヒカリ 2,973	ユメヒカリ 2,200	パンパンザイ 683	ひとめぼれ 670	いただき 462	夢の華 294	ミルキークイーン 289	秋音色 204	きらり宮崎 128							95.4%	78.6%	88.6%
大分	11	ヒノヒカリ 25,193	ひとめぼれ 5,700	コシヒカリ 2,657	ユメヒカリ 657	おおいと11 319	夢の華 84	はえぬき 35	ミルキークイーン 32	キヌヒカリ 8	あきたこまち 5	春陽 2										95.6%	95.6%	98.4%
宮崎	14	コシヒカリ 22,329	ヒノヒカリ 17,824	まいひかり 1,538	さきひかり 381	ミルキークイーン 186	きらり宮崎 143	黄金錦 108	あきたこまち 60	ひとめぼれ 44	ほほえみ 29	ユメヒカリ 11	かりの舞 8	LGCソフト 1	春陽 -							97.2%	97.2%	98.5%
鹿児島	8	ヒノヒカリ 21,158	コシヒカリ 9,771	はなさつま 3,293	夢はやと 406	イクヒカリ 336	彩南月 261	ミルキークイーン 123	かりの舞 109													96.2%	96.2%	98.3%
沖縄	3	ひとめぼれ 1,973	ちゅうひかり 27	チヨニシキ -																		98.3%	99.7%	99.7%
全国	537																					97.0%	91.8%	96.6%

19年産水稻もち玄米の検査数量上位品種(平成19年12月末日現在)

…検査数量1,000トン以上

…検査実績なし

(単位:トン)

	銘柄数	1位	2位	3位	4位	5位	500トン以上の割合	1,000トン以上の割合	上位3品種	上位5品種
北海道	2	はくちょうもち 23,828	風の子もち 12,640				93.5%	93.5%	93.5%	93.5%
青森	2	ユキミモチ 267	アネコモチ 193				-	-	98.9%	98.9%
岩手	5	ヒメノモチ 9,569	もち美人 1,934	こがねもち 1,046	カグヤモチ 550	朝紫 191	98.3%	94.2%	94.2%	99.7%
宮城	3	みやこがねもち 5,869	もちむすめ 346	ヒメノモチ 30			93.9%	93.9%	99.9%	99.9%
秋田	4	たつこもち 1,604	きぬのはだ 1,303	こがねもち 151	朝紫 132		85.0%	85.0%	89.4%	93.3%
山形	3	ヒメノモチ 6,402	でわのもち 664	たつこもち 42			93.4%	84.6%	94.0%	94.0%
福島	3	ヒメノモチ 2,308	こがねもち 2,262	朝紫 157			96.0%	96.0%	99.3%	99.3%
茨城	2	ヒメノモチ 307	マンゲツモチ 239				-	-	88.4%	88.4%
栃木	2	モチミノリ 398	ヒメノモチ 145				-	-	83.9%	83.9%
群馬							-	-	-	-
埼玉	1	峰の雪もち 29					-	-	60.3%	60.3%
千葉	2	ヒメノモチ 3,091	ツキミモチ 180				91.8%	91.8%	97.1%	97.1%
東京								-	-	-
神奈川							-	-	-	-
新潟	2	わたぼうし 11,420	こがねもち 10,693				98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
富山	5	新大正糯 2,213	とみちから 679	らいちょうもち 101	こがねもち 57	カグラモチ 25	84.0%	64.3%	86.9%	89.3%
石川	4	カグラモチ 992	白山もち 466	石川糯24号 445	新大正糯 374		42.9%	-	82.3%	98.5%
福井	4	カグラモチ 836	タンチョウモチ 264	恵糯 101	新大正糯 6		67.6%	-	97.0%	97.5%
山梨	1	こがねもち 26					-	-	28.3%	28.3%
長野	1	もちひかり 712					59.1%	-	59.1%	59.1%
岐阜	3	たかやまもち 2,045	モチミノリ 81	ココノエモチ 6			95.9%	95.9%	99.9%	99.9%
静岡	2	峰の雪もち 327	するがもち 13				-	-	81.6%	81.6%
愛知							-	-	-	-
三重							-	-	-	-

19年産水稻もち玄米の検査数量上位品種 (平成19年12月末日現在)

…検査数量1,000トン以上

…検査実績なし

(単位:トン)

	銘柄数	1位	2位	3位	4位	5位	500トン以上の割合	1,000トン以上の割合	上位3品種	上位5品種
滋賀	1	滋賀羽二重糯 2,574					96.0%	96.0%	96.0%	96.0%
京都	1	新羽二重糯 207					-	-	96.9%	96.9%
大阪							-	-	-	-
兵庫	3	ヤマフクモチ 343	はりまもち 101	マンゲツモチ 66			-	-	77.8%	77.8%
奈良							-	-	-	-
和歌山							-	-	-	-
鳥取	4	ヒメノモチ 368	ハクトモチ 85	鈴原糯 4	オトメモチ 0		-	-	97.1%	97.1%
島根	3	ヒメノモチ 712	ココノエモチ 442	ヤシロモチ 73			55.5%	-	95.6%	95.6%
岡山	3	ヒメノモチ 447	ココノエモチ 248	ヤシロモチ 30			-	-	92.9%	92.9%
広島	2	ヒメノモチ 379	ココノエモチ 213				-	-	93.7%	93.7%
山口	3	ヒヨクモチ 159	マンゲツモチ 13	ミヤタマモチ 3			-	-	39.2%	39.2%
徳島							-	-	-	-
香川							-	-	-	-
愛媛							-	-	-	-
高知							-	-	-	-
福岡	3	ヒヨクモチ 1,291	ひみこもち 179	はつもち -			81.7%	81.7%	93.0%	93.0%
佐賀	2	ヒヨクモチ 26,338	ヒデコモチ 273				99.0%	99.0%	100.0%	100.0%
長崎	1	ヒヨクモチ 135					-	-	96.6%	96.6%
熊本	2	ヒヨクモチ 11,279	峰の雪もち 378				96.0%	96.0%	99.2%	99.2%
大分	1	ヒヨクモチ 220					-	-	91.8%	91.8%
宮崎	1	朝紫 -					-	-	-	-
鹿児島	5	クスタマモチ 95	さつま雪もち 29	サイワイモチ 24	峰の雪もち 2	さつま白もち 1	-	-	80.8%	82.1%
沖縄							-	-	-	-
全国	86						89.5%	86.4%	94.7%	95.5%

19年産醸造用玄米の検査数量上位品種(平成19年12月末日現在)

	・・・検査数量500トン以上				・・・検査実績なし												(単位:トン)				
	銘柄数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	500トン以上の割合	1,000トン以上の割合	上位3品種	上位5品種
北海道	3	吟風 1,124	彗星 194	初雫 35														81.7%	81.7%	98.3%	98.3%
青森	4	華吹雪 775	華想い 145	豊盃 38	古城錦 3													80.6%	-	99.7%	100.0%
岩手	2	吟ぎんが 483	ぎんおとめ 278															-	-	99.4%	99.4%
宮城	5	蔵の華 635	美山錦 90	ひより 16	山田錦 8	星あかり -												84.8%	-	98.9%	100.0%
秋田	8	美山錦 2,045	秋田酒こまち 837	秋の精 143	吟の精 130	美郷錦 32	華吹雪 29	改良信交 13	星あかり 9									89.0%	63.1%	93.4%	98.4%
山形	13	出羽燦々 1,301	美山錦 579	出羽の里 277	山酒4号 47	改良信交 21	龍の落とし子 20	羽州誉 18	酒未来 11	亀粋 10	京の華 8	豊国 7	五百万石 6	山田錦 1				80.9%	56.0%	92.8%	95.7%
福島	4	五百万石 641	夢の香 274	美山錦 106	華吹雪 63													56.4%	-	89.9%	95.5%
茨城	6	ひたち錦 59	美山錦 45	渡船 12	五百万石 8	若水 4	山田錦 2											-	-	89.2%	98.5%
栃木	7	五百万石 206	とちぎ酒14 93	ひとごこち 25	山田錦 13	若水 6	美山錦 5	華吹雪 -										-	-	83.1%	87.8%
群馬	3	若水 84	五百万石 8	雄町 -														-	-	96.7%	96.7%
埼玉	2	さけ武蔵 67	若水 -															-	-	84.0%	84.0%
千葉	2	総の舞 117	五百万石 26															-	-	96.3%	96.3%
東京																		-	-	-	-
神奈川	1	若水 18																-	-	32.9%	32.9%
新潟	9	五百万石 10,740	たかね錦 603	越淡麗 472	一本メ 92	北陸12号 83	菊水 58	八反錦2号 17	山田錦 16	雄町 8								93.2%	88.2%	97.0%	98.5%
富山	5	五百万石 2,836	雄山錦 282	山田錦 98	美山錦 63	玉栄 -												86.0%	86.0%	97.5%	99.4%
石川	4	五百万石 1,121	北陸12号 91	山田錦 9	石川酒30号 -													90.7%	90.7%	98.8%	98.8%
福井	5	五百万石 2,656	越の雫 80	山田錦 57	おくほまれ 26	神力 5												93.9%	93.9%	98.8%	99.8%
山梨	3	ひとごこち 27	玉栄 20	美山錦 5														-	-	98.6%	98.6%
長野	5	美山錦 4,514	ひとごこち 1,034	金紋錦 236	しらかば錦 107	たかね錦 44												93.4%	93.4%	97.4%	99.9%
岐阜	4	ひだほまれ 636	五百万石 16	雄町 -	飛系酒61号 -													97.1%	-	99.5%	99.5%
静岡	4	山田錦 349	五百万石 282	誉富士 49	若水 3													-	-	99.6%	100.0%
愛知	2	夢山水 140	若水 128															-	-	97.0%	97.0%
三重	3	山田錦 243	五百万石 23	伊勢錦 7														-	-	91.5%	91.5%

19年産醸造用玄米の検査数量上位品種(平成19年12月末日現在)

	銘柄数	検査数量500トン以上																(単位:トン)			
		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	500トン以上の割合	1,000トン以上の割合	上位3品種	上位5品種
滋賀	3	玉栄 669	山田錦 241	吟吹雪 171														56.2%	-	90.8%	90.8%
京都	2	五百万石 294	祝 177															-	-	95.0%	95.0%
大阪	3	山田錦 69	雄町 8	五百万石 0														-	-	96.7%	96.7%
兵庫	16	山田錦 14,817	兵庫夢錦 1,159	五百万石 853	兵庫北錦 352	愛山 278	フクノハナ 179	兵系酒18号 103	新山田穂1号 25	山田穂 24	但馬強力 21	白鶴錦 14	神力 10	杜氏の夢 8	いにしへの舞 8	野条穂 5	たかね錦 2	91.0%	86.4%	91.0%	94.4%
奈良	2	露葉風 30	山田錦 15															-	-	97.7%	97.7%
和歌山	1	山田錦 31																-	-	58.4%	58.4%
鳥取	4	山田錦 144	五百万石 95	玉栄 92	強力 31													-	-	90.4%	98.9%
島根	6	五百万石 315	山田錦 87	神の舞 78	佐香錦 63	改良雄町 50	改良八反流 15											-	-	78.4%	96.9%
岡山	2	雄町 1,636	山田錦 765															99.0%	67.4%	99.0%	99.0%
広島	7	八反錦1号 1,644	八反 569	千本錦 224	山田錦 218	雄町 109	こいおまち 60	八反錦2号 -										77.7%	57.7%	85.6%	97.1%
山口	3	山田錦 307	西都の雫 73	五百万石 27														-	-	98.6%	98.6%
徳島	1	山田錦 753																100.0%	-	100.0%	100.0%
香川	2	山田錦 22	雄町 5															-	-	100.0%	100.0%
愛媛	6	山田錦 18	五百万石 -	八反 -	八反錦1号 -	八反錦2号 -	美山錦 -											-	-	100.0%	100.0%
高知	3	吟の夢 150	風鳴子 46	山田錦 33														-	-	100.0%	100.0%
福岡	4	山田錦 824	西海134号 55	雄町 17	五百万石 4													89.6%	-	97.4%	97.8%
佐賀	3	山田錦 290	西海134号 159	さかの華 71														-	-	100.0%	100.0%
長崎	1	山田錦 24																-	-	100.0%	100.0%
熊本	2	山田錦 85	神力 37															-	-	90.4%	90.4%
大分	3	五百万石 30	若水 10	山田錦 -														-	-	100.0%	100.0%
宮崎	2	はなかくら 42	山田錦 22															-	-	100.0%	100.0%
鹿児島																					
沖縄																					
全国	180																	81.2%	67.9%	94.4%	97.1%